平成27年度

包括外部監查結果報告書

概要

港区包括外部監査人 山 崎 愛 子

本「概要」版は、「包括外部監査結果報告書」から主要な部分をまとめたものである。

<監査テーマ>

スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について

<特定の事件(監査テーマ)を選定した理由>

平成 25 年には東京で第 68 回国民体育大会(東京国体)・第 13 回全国障害者スポーツ大会が開催された。日本でのラグビーワールドカップ 2019 の開催及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催が決定し、国全体でもスポーツの重要性に関心が高まっている。港区では「港区教育ビジョン」の実現に向けて、誰もが生涯を通じてスポーツを楽しみ、スポーツで元気になるまちを目指して、新たな「港区スポーツ推進計画」(平成 27 年度~平成 32 年度)が策定されている。

また、ラグビーワールドカップ 2019 及び 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催へ向け、港区への国内外からの来街者が増加することが予想される。東京都においては、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やその先を見据えた、今後の芸術文化振興における基本指針となる「東京文化ビジョン」を策定している。港区では平成25年3月に「港区文化芸術振興プラン」が策定され、港区が持つ文化芸術の力を最大限に発揮し、文化芸術が果たす役割と具体的な施策の方向性が示されており、2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等が区の有する豊富な文化芸術の魅力を発信する絶好の機会となることが期待される。

以上のことから、スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務について、有効性・効率性・効果性等の観点からこれまでの取組状況や成果、課題を検証することは、今後の港区の区政運営における関連計画の効率的かつ効果的な推進に有用であると判断し、平成27年度の包括外部監査の特定の事件(テーマ)として選定した。

<監査の結果>

I スポーツ推進に関する事業

1. 全般的意見

【意見1】スポーツ推進計画の進捗管理について

改定後の港区スポーツ推進計画(以下「スポーツ推進計画」という。)において、各事業は、計画 Plan 実行 Do 点検・評価 Check 見直し・改善 Action のサイクルで着実に推進するとされている。また、計画全体についても中間年となる平成29年度及び最終年度となる平成32年度に達成状況を点検・評価し、計画の見直し、改定を行うとしている。

スポーツ推進計画に列挙された事業の中には、もともとスポーツ推進計画とは独立に、それぞれの目的や目標のもとに実施されてきた事業も多い。それらの事業がスポーツ推進計画に含められる際には、スポーツ推進計画の目指す目標に向けて何らかの寄与するところがあると判断されたものと考えられる。

しかし、事業によっては今回の監査においてヒアリングを行った際、「なぜこの事業がスポーツ推進計画に入っているのか不明」、「スポーツ推進計画にこの事業がどう役立つか説明できない」、「スポーツ推進計画に関してはあくまで本来の事業目的の範囲内で配慮する」といった回答をする所管課が複数あった。予算執行上の事業費の一部がスポーツ推進計画に関する部分であるような場合、当該部分について集計されていないものも多い。

スポーツ推進計画を所管する生涯学習推進課では、スポーツ推進の視点で各所管課の事業の充実が図られるよう期待している。しかし、本来の事業のあり方からスポーツ関連の部分のみに注力することは、事業のバランスを変えることになり、予算の制約から見ても困難であり、利用者の混乱を招きかねないとも予想される。一方で、従来の事業のあり方を全く変えないということであれば、スポーツ推進計画に含められること自体に無理があるとも考えられる。そのような事業については、今後どういった進捗管理や評価を行うのが適切か、検討が必要と考えられる。

2. 児童館・子ども中高生プラザ管理運営事業

2-1. 神明子ども中高生プラザ管理運営

【意見1】指定管理者へのインセンティブ付与について

神明子ども中高生プラザでは、指定管理者が、障害児への対応として障害児のみで運動する機会を設けたり、寝転んで自由にくつろげる一室を提供するなど、きめ細かな対応をしている。そのためもあって、いわゆるロコミで障害児の利用が増える傾向にあるとのことである。

これは一例であるが、指定管理者の創意工夫や努力で、事業に特出する良い結果を生じさせる場合がある。

このような場合に、指定管理者へ何らかのインセンティブを与えることができれば、指定管理者の励みとなり、事業の有効性、効率性のさらなる向上が期待できる。創意工夫や努力により指定管理者の側に追加的な負担が生じた場合に、区と協議する場を設けることや、事業として継続すべきと区が判断した場合には次年度の予算に反映させるといったことはすでに行われている。今後も所管課においては、指定管理者が安定的かつ効率的なサービス提供に向けて積極的に事業を実施し、日々の業務改善に取り組むことができるよう、指定管理者へのインセンティブ付与の方法について留意しつつ、施設における継続的なサービス向上に取り組むことが望まれる。

2-2. 麻布子ども中高生プラザ管理運営

【意見1】 未成年者に関する法律文書の署名について

施設内において未成年者が怪我をしたため、母親の署名のみで(父親の署名無く)念書を 作成した事案が見られた。具体的には、アリーナにおいて職員と児童らがバスケットをしていた ところ、職員が投げたミニバスケットの小学生用ボールを受けた小学生が右手小指2か所を骨 折した。

職員はボールを3回バウンドさせてパスしており、指定管理者は、職員側に非はないと判断したものの、見舞金を支払い、同時に保護者から今後何ら請求しない旨の念書を入手したが、その際の法定代理人の署名は母親の署名のみで、父親の署名を欠いていた。

未成年者の法定代理人は親であるから、未成年者に関する法律文書には、親(父母がいる場合には両親)の署名が必要である。

怪我の程度や法定代理人の態度等にもよるが、今後は、未成年者を本人とする法律文書においては、原則として法定代理人(父母がいる場合には両親)の署名を要することを各施設の共通認識とし、統一的な対応をする必要がある。

民法(抜粋)

第5条第1項 未成年者が法律行為をするには、その法定代理人の同意を得なければならない。

第818条第1項 成年に達しない子は、父母の親権に服する。

同条第3項 親権は、父母の婚姻中は、父母が共同して行う。ただし、父母の一方が親権を行うことができないときは、他の一方が行う。

2-3. 赤坂子ども中高生プラザ管理運営

【意見1】事業計画書の日付の無記載について

指定管理者から提出された事業計画書に、日付が記載されていなかった。 書面の性質から、作成日は年度の初めであることを推測することは可能である。 しかし、基本協定書上要求される正式な文書である以上、作成日付を記載するべきである。

2-4. 高輪子ども中高生プラザ管理運営

【意見1】保険証券の未確認について

指定管理者には保険加入が義務づけられている(基本協定書第34条)。区では、指定管理者が保険に加入していることにつき、監査人の指摘を受けるまで保険証券の原本を確認しておらず、写しの提出も求めていなかった。保険加入は受託者の義務であり、区は履行の確認を適時に行って、その事跡を残すため写しを入手する必要がある。

また、保険の内容は万一の事故の場合に重要であるから、区は写しを適切に保管していつでも保険の内容を把握できるようにするべきである。

3. みなと区民スポーツ・体育祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)

本事業は公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団(以下「Kiss ポート財団」という。)への補助事業として、港区文化芸術振興プラン(以下「文化芸術振興プラン」という。)に関する事業「みなと区民まつり」と一括して実施しているため、事業費の推移、事業費の主な内訳及び監査の結果はII文化芸術振興に関する事業 7. みなと区民まつりに記載する。

4. 放課後児童(健全)育成

4-1. 高輪地区放課後児童健全育成

【指摘1】協議会の不開催について

本事業の根拠法令等は、港区放課 GO→クラブ実施要綱(以下「要綱」という。)である。要綱では、協議会について定めている。

港区放課 GO→クラブ実施要綱(抜粋)

(協議会)

第 14 条 保護者、学校関係者及び地域関係者(以下「保護者等」という。)の意見を放課 GO →クラブの運営に反映させるため、各実施校に放課 GO→クラブ協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

- 2 協議会は、保護者等のうちから選出する委員をもって組織する。
- 3 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の協議事項)

- 第15条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
 - (1) 放課 GO→クラブの運営に関すること。
 - (2) その他区長が必要と認めること。

放課 GO→クラブさんこう、放課 GO→クラブしんのうにおいて、平成 26 年度は協議会が開催されなかった。白金の丘学園への統合を控えて、地域や保護者から廃校となる学校や統合後の白金の丘学園について様々な意見が出され、これらの調整のため関係者が協議を重ねていた時期であり、放課GO→クラブの運営のみをテーマに話し合う協議会の開催は困難だったとのことである。一方、要綱に開催回数の定めはないが、開催しないことを可とするならば協議会設置を定める意味がない。従って、このような状況でも、一旦は要綱に準拠して協議会を開催したうえで、事業の運営に関する事項は今後関係者間で別途協議していくなどとし、その旨を会議録として残すべきである。

4-2. 放課後児童育成

【指摘1】協議会会議録の不作成について

本事業の根拠法令等は、港区放課後児童育成事業実施要綱(以下「要綱」という。)である。 要綱では、協議会について定めている。

港区放課後児童育成事業実施要綱(抜粋)

(協議会)

第 10 条 この事業の実施に際しては、保護者、学校関係者、地域関係者及び事業協力者(以下「保護者等」という。)の意見を事業の運営に反映させるため、各実施校に保護者等で組織する放課 GO→協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

2 協議会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(協議会の協議事項)

- 第11条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。
- (1) 事業の運営に関すること。
- (2) その他協議会が必要と認めること。

各実施校について平成 26 年度の協議会の開催状況と会議録を確認したところ、放課 GO → あかさか、放課 GO → しろかねの 2 実施校で協議会会議録が作成されていなかった。所管 課によると、協議会自体は開催しているとのことである。しかし会議録が作成されていなければ、 開催の事実や協議の内容が確認できない、 すなわち放課 GO → あかさか、 放課 GO → しろかねの運営が要綱に準拠して行われているかを確認することができない。

協議会は放課 GO→あおやまにおいて1回、放課 GO→おだいば、放課 GO→みた、放課 GO→せいなん、放課 GO→あかばねの4実施校においては2回ずつ開催され、会議録(要旨) が作成されていた。これらによると、協議の内容として事業者報告・事務局報告以外に他校での実施状況、サポーターの役割、緊急メール等について質疑応答や意見交換が行われ、保護者等の意見を事業の運営に反映させる仕組みが機能していることがうかがえた。会議録不作成の2実施校では確実に作成する必要がある。

5. さわやか体育祭の開催(各地区いきいきプラザ管理運営)

【意見1】幅広い交流を目指して

さわやか体育祭は平成 26 年度で 30 回に達し、長らく区民に親しまれてきた高齢者向けスポーツイベントである。平成 26 年度の参加者アンケートによると、催しの内容や時間などイベントそのものについては非常に好評であり、今後も継続していくことが望まれる。

一方で、以下の項目には興味深い結果が出ている。

平成26年度さわやか体育祭のアンケート結果(一部)

回答者の性別	男性 12.1% 女性 87.9%
回答者の年代	90 歳以上:1.9% 80 歳代:41.5% 70 歳代:43.5% 60 歳代:13.0% 60 歳未満:0%
回答者がさわやか体育祭を 知った手段	広報みなと:10.8% 港区HP:1.4% いきいきプラザ:82.1% ケーブルテレビ:0.5% 家族・友人:2.8% その他:2.4%

(出典:区提供データ)

参加者総数が 340 名に対し、アンケートの回答者数が 216 名であるので、アンケートの回収率はかなり高い。そのアンケートで上記表中の項目のみ明確な偏りが見られる。

一番上の「回答者の性別」についてであるが、高齢者向けのイベントの場合、平均寿命の違

いから性別は必ず女性が多くなるように偏るものである。

また、次の「回答者の年代」についてであるが、高齢者向けのイベントであり、このような分布になることに不自然さはない。

さらに、「回答者がさわやか体育祭を知った手段」については、やはり参加者の多くがいきいきプラザの利用者になっている。区では多くの高齢者に向けて広報しているが、実際はいきいきプラザ利用者以外の高齢者には情報が行き渡っていないか、参加し難いものになっている可能性がある。

以上のようなアンケート結果から参加者の属性には大きな偏りがあることがわかる。さわやか体育祭は、スポーツ教室とは違い「地域間交流」や「世代間交流」も目的に含めている。そこに、年に一度だけ各地区の区民が一堂に会してイベントを行う意義がある。従って、交流事業として見た場合、区は参加者の偏りをなるべくなくし、多くの高齢者がさわやか体育祭に参加できるように工夫する必要がある。特に、男性の高齢者や60歳代の会社等を退職したての世代などは、積極的にこの交流の輪の中に加えていくことが望ましい。

また、さわやか体育祭の幹事を担当する総合支所は持ち回りであるため、5年に一度しか経験を積むことができない。各総合支所では5年前の経験がある職員が通常は異動しており、その結果、総合支所にノウハウの蓄積が進まない状況となる。現在、さわやか体育祭は毎年5月に開催されているが、これでは新たに担当することになった職員はおろか、他の職員にもノウハウがない状態になり、毎年同じことを繰り返すのが精一杯となる。地区ごとのいきいきプラザにおいて、ミニ体育祭等のイベントを開催したり、さわやか体育祭の開催時期を検討するほか、多くの参加者に、より身近に参加してもらうにはどうすればよいか考えるための準備期間を設けるなども検討していく必要がある。

6. 子どもの遊び場づくり

【意見1】事業の有効性について

プレーパークにおいて多く見られる遊びは水遊び、段ボール遊び、泥遊び、たき火、木登り、 穴掘り、読み聞かせといったものであり、禁止事項は最低限にとどめて子どもの自主性が発揮 できるよう、大人が見守っている。

スポーツ推進計画では、本事業は「子どもが自由にのびのびと思い切り遊ぶことができる場と機会を提供し、様々な経験と交流を通じて、子どもの心身の発達や豊かな育成を支えるため、プレーパークを推進していきます」とうたっている。

平成26年度港区事務事業評価において「子どもの遊び場づくり」事業全体の評価シートが 作成されている。そこでは本事業の成果を下記のように説明しており、スポーツとの関係には 言及されていない。 自由な遊びが容認されにくい状況のなか、「自分の責任で自由に遊ぶ」という考え方や場を提供することで、将来を担う子どもの遊び環境を豊かにしていくことができる。

スポーツ推進計画での位置づけについて所管課に質問したところ、プレーパークは自然の中で子どもの遊びを強制したり限定したりしないのが特徴の一つであり、目標に向けて努力を促すというような要素はないとのことで、身体を動かすことや遊び仲間とコミュニケーションをとることが広い意味ではスポーツにつながる可能性もあるが、それを目指すものではないという説明を受けた。

子どもにおいては遊びとスポーツの区別が明確でないという面もあるが、「自分の責任で自由に遊ぶ」という趣旨はむしろ精神的な自立や自主性、積極性につながるのではないかとも考えられる。ただし、スポーツ推進計画においてはスポーツを、目的を持って意識的に行う身体活動の全てと広く捉えている。本事業がスポーツ推進計画においてどのような有効性を発揮できるのか、再度確認が必要である。

7. 障害保健福祉センター管理運営

【意見1】利用定員について

障害者のためのリフレッシュ体操には次の3つのプログラムが用意されている。

障害者のためのリフレッシュ体操実施状況

プログラム	ホップ	ステップ	ジャンプ	
内容	発声や呼吸法を取 り入れた体操	マットや平行棒を使う、自宅でもできる 運動	座っての運動やスト レッチ体操	
定員(人)	10	10	10	
平成 25 年度				
利用者実人数(人)	前期 9、後期 10	前期 10、後期 7	前期 9、後期 7	
利用者延人数(人)	前期 79、後期 77	前期 56、後期 56	前期 90、後期 51	
平成 26 年度				
利用者実人数(人)	前期 10、後期 10	前期 9、後期 10	前期 8、後期 9	
利用者延人数(人)	前期 84、後期 84	前期 74、後期 78	前期 61、後期 49	

注:前期は4月~9月、後期は10月~3月で各10回開催

(出典:港区立障害保健福祉センター事業概要)

対象者は、パンフレットによると下記のとおりである。

・18歳以上で身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持、およ

び難病医療費助成を受給または、難病により障害支援区分の認定を受けた区民

医療機関等から運動することを制限されていないこと

手話通訳・介護者が必要な人は相談に応じるとし、また、公共交通機関の利用が困難な人は巡回送迎バスを利用できるとしている。

平成25年度、26年度の利用実績は次表のようであった。ばらつきは見られるものの、定員に対し7割以上の参加登録者があり、延人数でもおおむね半分以上の参加があった。

一方、対象者数は次表のように 7,000 人を超えている。

平成 26 年度末現在の手帳の交付状況

区分	交付状況又は保持者数(人)
身体障害者手帳	5,146
愛の手帳	736
精神障害者保健福祉手帳	1,212
合計	7,094

(出典:保健福祉支援部事業概要 平成27年度版より監査人作成)

合計 7,094 人の中には運動制限のある人も相当数含まれるため、仮に半数が運動可能だとすると約 3,500 人が対象と考えられるが、リフレッシュ体操の定員が 3 つのプログラム合計で 30 人という状況が十分かどうかは検討の余地がある。

所管課によれば、公平に募集を行っており、新規利用者の受入れに努めているが、毎回申込が殺到するような状態にはなく、特段プログラムの拡充や定員増加は想定せず今後も継続していくとのことである。現状では、体力の個人差等から、社会参加への適応力向上を主眼としており、体力向上を図ることまでは難しいとの認識である。

スポーツ推進計画では「障害者が、リハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツを行えるような環境を整えます。」とされていることから、参加者だけでなく現在参加していない障害者からも聞取り調査等によりニーズを把握し、プログラム実施に反映していくことが望まれる。

8. いちょう学級

【意見1】参加人数の内訳について

いちょう学級の運営は、受講者である知的障害者が安全に安心して活動に参加できるよう、 講師の他にボランティアや看護師といった多くの人々に支えられている。平成 26 年度におけるいちょう学級に関わる全体の人数と内訳は次のようであった。平均人数は、延べ人数を活動回数 15 回で除したものである。

平成26年度いちょう学級に関わる人数と内訳

(単位:人)

	延人数	平均人数
受講者数(A)	482	32.1
ボランティア	164	10.9
講師	45	3.0
看護師	34	2.3
委託業者スタッフ	51	3.4
区職員	7	0.5
受講者以外小計(B)	301	20.1
(A)+(B)	783	52.2

(出典:区提供データ)

保健福祉支援部事業概要や港区事務事業評価シートにおいては、このうち受講者・講師・ボランティアの人数を集計して延べ参加者数として記載しているが、人数の内訳は示されていない。実際にはボランティアと講師の延べ人数合計が209人にのぼっており、受講者延べ人数482人に対する割合は40%を超えている。人数の内訳が示されない数字では、その実態がデータを見る側に伝わらず、誤解を招く恐れがある。延べ参加者数を公表する際には、人数の内訳を明示することが必要と考えられる。

9. 健康教育

【意見1】開催数と定員について

平成 26 年度の参加申込状況は次のとおりである。本事業は区民の人気が高く、生活習慣病の予防・健康の保持増進についての区民の関心の高さをうかがわせる。

参加申込状況

(単位:延人)

	定員(A)	申込数(B)	参加者数	倍率(B)/(A)
生活習慣病予防教室	150	389	206	2.59 倍
健康講座	220	322	220	1.46 倍
女性の健康づくり講演会	100	93	67	0.93 倍

(出典:区提供データ)

生活習慣病予防教室は、働き盛りの年代を対象に、メタボリックシンドロームの予防・改善のため、体組成測定や身体の歪み測定、個別目標設定、食事と運動に関する講習と実技指導を行うもので、参加しやすいよう土曜日に開催していることと相まって、特に人気が高い。初回は先着順としたが2回目以降抽選とした。リピーターもいるとのことである。また参加者の反応も好評で、また参加したい、もう少し運動したいといった声があがっている。

区民の関心が高く、好評でもあることから、より多くの参加機会を提供できるような展開が必要と考えられる。平成26年度まではみなと保健所を主な会場としているが、これを各区民センターや港区スポーツセンター(以下「スポーツセンター」という。)等でも開催することで開催数と定員を増やすことが可能となる。また、健康増進センター(ヘルシーナ)、スポーツセンター等で開催されている運動プログラムの紹介を併せて行うことで、運動の習慣づけに役立つと考えられる。

10. 子ども家庭支援センター運営

【意見1】事業の有効性について

直近2年度の親子ふれあい広場における、親子で身体を動かすプログラムの参加者数は 次のようであった。各プログラムはほぼ毎月、無料で実施され、事前申込が不要である。対象 者は0歳児から3歳児とその親である。

親子で身体を動かすプログラムの参加者数

(単位:組)

講座名	時間(分)	平成 25 年度	平成 26 年度
産後ママのトレーニング	30	201	229
親子ヨガ	60	383	415
産後ママのケア	30	197	175
ベビーマッサージ	30	505	447
のんきヨガ	60	510	407
よちよちリズム遊び	60	169	287
ボールでストレッチ	30	194	153

注:親子で参加するプログラムのため、親1人に複数の子の組合せでも1組とした。 (出典:区提供データ)

スポーツ推進計画では、本事業は「身体を動かし親子で楽しめるプログラムを取り入れ、親子の心身の健康増進を図ります」とうたっている。所管課の説明では、親子ふれあい広場の趣旨は、在宅で子育て中の母親に対し孤立を防ぐ仲間作りやストレス解消、子どもとともに遊び

を楽しむような場を提供することにより親子の絆を強め、育児に前向きに取り組めるようにする ことであるとのことであった。

スポーツ推進計画においてはスポーツを、目的を持って意識的に行う身体活動の全てと捉えている。その意味では、親子ふれあい広場における身体活動も副次的にスポーツ振興に寄与すると考えられる。所管課にはこの事業をさらに充実させ、親子の健康増進や体力向上を図り、スポーツ推進計画に寄与するプログラムを実施することが求められる。

11. スポーツイベント(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成)

【指摘1】ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠について

スポーツイベントの実施内容のうち、金額的に大きいものはラグビー普及事業である。

平成26年度スポーツイベントの実施内容

(単位:千円)

実施内容	予算額	決算額	
ラグビー普及事業	8,650	6,650	
その他(注)	2,674	1,442	
合計	11,324	8,092	

注: Kiss ポートボウリング、坂めぐりウォークラリー等 11 件

(出典: 平成 26 年度の Kiss ポート財団事業報告より監査人作成)

ラグビー普及事業以外は Kiss ポート財団の直営で、ラグビー普及事業は公益財団法人日本ラグビーフットボール協会(以下「ラグビー協会」という。)への委託「港区・日本ラグビーフットボール協会基本協定「スポーツまちづくり」関連事業業務委託」により実施している。

当該業務委託に関する書類を閲覧したところ、委託は随意契約によっており、業者推薦理由として下記 2 点があげられていた。

ア 本件業務は港区と事業者との基本協定に基づく事業であること

イ 事業者は港区教育委員会タグラグビー教室事業を実施し、港区でのラグビー事業全体 を担っており、区全体のラグビーの普及に大きな役割を務めていること

契約金額について、ラグビー協会から提出された見積書は「港区・日本ラグビーフットボール協会基本協定「スポーツまちづくり」関連事業業務委託 一式 8,650,000 円」となっていた。 当該見積書に内訳の記載があったが、次のとおり一式の内訳を実施項目ごとに前期と後期に 分けて記載されたものが全体の95%にのぼり、数量と単価から算出されたものは「タグラグビー指導者講習会の定期開催」(200千円×2回=400千円)のみであった。

業務委託に係る見積書内訳

(単位:千円)

		` '	-171111/
実施項目	前期	後期	計
Kiss ポート誌チケットプレゼント	100	400	500
港区内小中学校「親子招待プログラム」	200	200	400
トップリーグ「港区 DAY」	0	500	500
港区民ラグビー日本応援プログラム	800	0	800
東京セブンズ2015応援プログラム	0	2,000	2,000
被災地支援事業	0	500	500
港区スポーツ・体育祭への参加協力	0	150	150
みなとラグビーフットボール教室	0	300	300
港区タグラグビーフェスティバルの開催	0	700	700
タグラグビー指導者講習会の定期開催	-	-	400
みなとスポーツフォーラムの開催	1,200	1,200	2,400
合計			8,650

(出典:ラグビー協会の見積書より監査人作成)

見積書に一式の金額のみで詳細な内訳がないと、最終的に何に対する支出なのかがわからず、その金額が事業の実施内容、方法に照らして高いか安いかの判断もできない。関連資料として Kiss ポート財団がラグビー協会から取得した予算(案)を閲覧したが、当該予算(案)においても単価の欄は一式の金額で表記されていた。

ラグビー協会から提出された実施報告によると、港区タグラグビーフェスティバルの開催に関しては外部講師が来場しており、有限会社ル・スポールが運営にあたっている。一式 700 千円の中から講師謝礼、運営委託費を支出していることが推測される。また、被災地支援事業については区(芝地区総合支所)主催の事業「スポーツイベント等をとおしたいわき市の子どもとの交流」に協力する形で、東日本大震災の被災地の子どもを試合観戦に招待する事業を実施しているが、いずれもそのような業務の実施方法、経費内訳は見積上明らかにされていない。また契約条項において委託業務実施計画の提出を求めていないため、ラグビー協会においてどのように委託業務が実施されるのか、Kiss ポート財団が事前に把握できる仕組みがない。

Kiss ポート財団からラグビー協会への委託料はこの見積に基づいて支出されているため、 委託料の最終的な使途が不明となっている。区が直接行う委託契約において、使途不明な支 出がなされることは考えにくいのに対し、Kiss ポート財団を通したことで区の公金すなわち税金 の使途が不明となってしまうことは避けなければならない。委託料は区の補助金を原資として いることから、所管課及び Kiss ポート財団は公金の使途について説明責任を果たさねばなら ない。基本協定が存在するゆえにラグビー協会への委託業務についてあいまいとすることは 許容されない。所管課及び Kiss ポート財団はラグビー協会への委託業務について適切に管理監督する必要がある。

【指摘2】ラグビー普及事業業務委託の実施項目について

ラグビー普及事業の実施報告の中に、仕様書にない項目が下記のとおり記載されていた。

仕様書にない実施項目

実施項目	内容
「港区 DAY」	
キッズチア	芝浦地区で活動中のチアリーディングチームによる演技
	チーム数1、チアリーダー31名、引率者2名
港区観光 PR	特設テントにて、港区産業振興課及び港区観光協会によ
	る港区の観光マップや商店街の紹介など
	ハーフタイムに大型ビジョンにて区の観光アプリを紹介
アフターマッチファンクション	両チームの検討をたたえ合い、レフリーや試合に関わった
	方々との懇親会
みなと初心者ラグビー教室	
観戦プログラム	教室プログラムに全て参加した方々へ観戦招待引換券を
	配布し、当日受付にて招待チケットとの引換
港区タグラグビーフェスティバル	
企業からの協賛品を受領	
港区スポーツまちづくりプロジェクト関連事業	¥ (
港区高齢者ラグビー観戦無料招待	9 日間で延 89 組 139 人を招待

(出典:ラグビー協会の実施報告)

これらは必ずしもラグビー協会が独自に行ったものではない。キッズチアは Kiss ポート財団 担当者からの依頼により港区内で活動している団体の活動機会となるよう、平成 26 年度に初 めて実施したものである。アフターマッチファンクションには港区、Kiss ポート財団の関係者が 出席している。また、港区タグラグビーフェスティバルにおいて企業から協賛品が提供されて いるが、これは委託業務に含まれず、ラグビー協会が事業を実施する中で受領することになっ たもので、Kiss ポート財団からの追加的な支出はないとのことであった。

仕様書にない項目を実施するには、通常は経費の追加的発生が伴い、契約の変更が必要なはずであるが、変更は行われていない。このことは、【指摘1】ラグビー普及事業業務委託料の積算根拠についてに記載したような一式いくらという見積の中でまかなわれた可能性を強く示唆するものである。そうだとするとその見積はきわめてあいまいで、余裕もあったということ

になる。また仮に Kiss ポート財団やラグビー協会に追加的支出がないとしても、仕様書に定めのない事項について実施したものとして委託業務の実施報告に記載することは、仕様書に基づく業務の報告という意味での実施報告の範囲外である。実施報告は契約の履行確認のためにも重要な書類であるから、委託業務に関連する事項としてぜひとも記載したいという場合には、委託業務外であることを明記すべきである。所管課及び Kiss ポート財団はラグビー協会への委託業務について適切な管理監督を行い、かつ、実施報告の内容についても十分に確認する必要がある。

【意見1】ラグビー普及事業の計画と評価について

平成 26 年度スポーツイベントのうちラグビー普及事業を除く11 件の事業については、Kiss ポート財団が直営で実施し、計画書と評価書を作成して前年度との比較を行って、課題や改善事項の認識と共有を図っている。しかしラグビー普及事業については、評価書が作成されておらず、ラグビー協会からの実施報告には前年度との比較、課題や改善事項の記載がない。また、目標が未達となった場合の要因の分析や、次年度に向けて目標を達成するための工夫についての検討も行われていない。スポーツイベントの82%(決算額ベース)を占めるラグビー普及事業について評価が行われていないのは直営事業とのバランス上公平性を欠く。委託の場合、受託者は委託者の事業を代行する立場であることからも、Kiss ポート財団はラグビー普及事業について直営事業と同等の評価を行う必要がある。

【意見2】ラグビー普及事業業務委託の見積と実績の乖離について

ラグビー普及事業の中で、被災地支援事業として福島県いわき市の小学生に試合観戦の 機会を提供しているが、見積と実績に下記のような乖離ないし不一致が生じていた。

見積と実績の不一致ないし乖離

項目	見積	実績
参加者数	80 人	61 人
記念ノベルティ	T シャツ	ステッカー、
		トップリーグメモ帳

(出典:ラグビー協会の実施報告)

参加者数実績の内訳はいわき市の子ども38人、引率者5人、港区芝地区の子ども9人、 保護者5人、港区事務局4人である。見積80人の内訳は不明である。記念ノベルティは試合 チームから提供されたものを除き、ラグビー協会から提供したものである。

「総合支所事業概要 平成27年度版」の芝地区総合支所の事業には、「スポーツイベント等をとおしたいわき市の子どもとの交流」の参加人数が56人と記載されており、ラグビー協会から

の実施報告に記載された参加者数 61 人と一致していない。この点について所管課から、正しくはいわき市の子ども38人、引率者5人、港区芝地区の子ども8人、保護者5人の計56人(港区事務局4人を含めない人数)であるとの説明があった。実績を適切に把握するためには計数を正確に行うことが求められる。

イベントを実施する事業においては、さまざまな事情から参加者数の実績が目標に届かないことは起こりうる。平成26年度の56人という実績は見積に対して70%にとどまる。イベントを成功させるには一定程度の参加者が必要であり、参加者の募集を行う芝地区総合支所協働推進課と協力して参加を促す工夫が求められる。

次に、みなとスポーツフォーラムについては予算(案)において年 11~12 回開催し、一式 2,400 千円とされているところ、実際の開催は 10 回であった。この未達についても、容認できる 差異なのかどうかが不明であり、当初の見積どおり支出したことについて妥当と判断された根 拠も不明な状態となっている。イベントの参加者数とは異なり、開催数については見積どおり 開催することが求められる。

【意見3】ラグビー普及事業の実施方法について

ラグビー普及事業については委託でなく補助あるいは助成事業とし、実績に基づく清算により補助金又は助成金を支払うようにすることも検討の余地がある。Kiss ポート財団の仕様書には実施目的の記載はないが、ラグビー協会からの実施報告には、実施項目ごとに独自の実施目的が記載されている。【指摘2】ラグビー普及事業業務委託の実施項目についてで述べたとおり、ラグビー協会は委託業務以外にも関連する項目を実施している。そこで、むしろラグビー協会には自主性を発揮して独自に事業を実施してもらい、そのうち区の施策と一致する部分について区及び Kiss ポート財団が補助あるいは助成するという方法を採れば、ラグビー協会の自主的な事業展開を助成する意味でも有意義と考えられる。

12. ラグビーを生かしたスポーツ振興

【指摘1】実施報告書(年報)の作成について

タグラグビー教室業務委託の実施報告について、仕様書は次のとおり定めており、実施報告書(月報)及び実施報告書(年報)を作成することとされている。

しかし、実施報告書(年報)が作成されておらず、区によると「平成 26 年度港区タグラグビー教室実施報告書(3月分)」が、年報を兼ねた内容で作成されているとのことであった。当該報告書には、1. 参加者数(平成 27 年 3月分)、2. 参加者数推移(平成 26 年 4月から平成 27 年 3月まで)、3. 登録者数推移が記載されており、これらによって年間の実績が把握できるとの説明を受けた。

従って、当該報告書を、実施報告書(年報)として位置づけるのであれば、その旨を明記する必要がある。

6 業務内容

(3) タグラグビー教室業務

才 実施報告

各月の教室終了後1週間以内に、区が指定する方法により実施報告書(月報)を作成し、教育委員会へ提出すること。また、年度内の全教室終了後1カ月以内に、区が指定する方法により実施報告書(年報)を作成し、教育委員会に提出すること。

13. スポーツ推進委員

【意見1】スポーツ推進委員に対する報酬について

スポーツ推進委員に対する報酬は、月額8,700円となっている。しかし、金額の根拠は不明であり、少なくとも平成15年度以降は変更されていない。

そこで、スポーツ推進委員に対する報酬について、他の市区町村と比較することで、金額の 妥当性について検討した。

近隣自治体のスポーツ推進委員の報酬について、ホームページで判明したものが、千代田 区では月額8,000円、杉並区では月額8,000円、横浜市においては報酬がないなど、港区と 比較して少額であった。そこで平成25年12月に公益社団法人全国スポーツ推進委員連合が 実施した「都道府県スポーツ推進委員組織調査報告書」に掲載されているものを参考とした。

326 千円/人(年) 最高 年定額報酬 1千円/人(年) 最低 1,637 市区町村 平均 45 千円/人(年) 最高 12 千円/人(回) 費用弁償等 最低 2 千円/人(回) 65 市区町村 平均 5千円/人(回)

スポーツ推進委員に対する報酬等(平成25年12月調査)

(出典:公益社団法人全国スポーツ推進委員連合「都道府県スポーツ推進委員 組織調査報告書」)

この報告書によると、スポーツ推進委員一人当たりに対する報酬は、市区町村ごとに大きなばらつきがあり、全国的には、最高額と最低額に著しい開きが見られる。平均は、年45,000円である。その他、事業参加毎に日当等の形で費用弁償を行っている場合もある。

区のスポーツ推進委員に対する報酬は、年 104,400 円(=8,700 円×12 か月)であるから、 平均より高い報酬が支払われているということになる。

スポーツ推進委員は、中学校区域ごとに委嘱されている。スポーツ推進委員の重要な活動の一つに地域スポーツ教室の企画・実施があるが、地域スポーツ教室の活動実績が少ない中学校区域もある。つまり、スポーツ推進委員の報酬が、活動実績に見合っていない可能性もあることになる。

従って、区は、スポーツ推進委員の報酬について、他の非常勤の公務員とのバランスも考慮しつつ、活動実績を踏まえた報酬のあり方を検討することが望ましい。

【意見2】障害者スポーツの推進体制の確立について

スポーツ推進計画上の事業である「障害者スポーツの理解教育」は、当該スポーツ推進委員事業において取り組まれている。平成26年度の取組として、公益社団法人東京都障害者スポーツ協会主催の「初級障がい者スポーツ指導員養成講習会」に、スポーツ推進委員が2名参加している。

初級障がい者スポーツ指導員とは、地域で活動する指導者で、主に初めてスポーツに参加する障がい者に対し、スポーツの喜びや楽しさを重視したスポーツの導入を支援する者として、公益財団法人日本障がい者スポーツ協会が認定した資格である。平成27年3月1日現在、5名のスポーツ推進委員が、初級障がい者スポーツ指導員の資格を有している。

障害者スポーツ指導員については、スポーツ推進計画において「障害者スポーツ指導員の配置」として掲げられているが、予算上は、「15. スポーツセンター管理運営事業」に位置付けられている。平成26年度は、3名の初級障がい者スポーツ指導員を区スポーツ施設に配置している。このように、区は、スポーツ推進委員等に対して、障害者スポーツに関する講習会に参加させるほか、区スポーツ施設に初級障がい者スポーツ指導員を配置するなど、障害者スポーツについて十分な知識を有する指導者の育成や普及に取り組んでいる。

しかし、現状の取組では不十分であると考える。スポーツ基本法では、障害者のスポーツについて、「障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない」としていることから、スポーツ推進計画においても、障害者がリハビリとしてだけでなく、娯楽や余暇活動としてスポーツを行えるような環境を整えるとしている。

そのためには、障害者を対象としたスポーツ事業を充実させる必要があるが、生涯学習推 進課だけでの取組では限界があると言える。従って、障害者福祉課とも連携して取り組む必要 がある。

確かに、障害のある人にとっては、障害の進行の予防や現存している機能の維持・向上といったリハビリテーションや医療・治療を目的として、スポーツや運動を行う面があり、障害者福祉課としては、この面を重視することは理解できるが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(いわゆる「障害者差別解消法」)の施行や2020年東京大会に向け、障害者スポ

ーツの理解を深める機運が高まっていることから、障害者スポーツ活動を推進する契機でもある。

従って、区は、障害者スポーツに関する情報発信・普及啓発や障害者スポーツ指導者の育成にとどまらず、障害者スポーツ事業を充実させるために、障害者福祉課等の関係部署、スポーツ推進委員、スポーツ関連団体等との連携体制を強化するよう、障害者スポーツの推進体制を確立する必要がある。

14. スポーツ団体育成事業

【指摘1】社会体育団体育成事業に係る講師謝礼の支払証明書類について

社会体育団体育成事業は、スポーツ指導者を育成することを目的に、社会体育団体の行う 各競技における技能の取得及び技術の向上を図るために活動に係る経費を負担するもので ある。負担対象となる経費については、港区社会体育団体育成要綱において、次のとおり規 定されている。

港区社会体育団体育成要綱(抜粋)

(負担対象)

第2条 負担対象となる経費は、団体の活動に要する研修、講習会等に係る講師料とする。

講師料は、社会体育団体からの申請に基づき、負担額が決定され、社会体育団体育成事業実施報告書及び請求書に基づき、支払われる。なお、「平成26年度港区体育団体育成事業の助成対象について(平成26年5月1日)」において、下記のとおり、講師謝礼の支払いに関する記載がある。

5 講師謝礼の支払いについて

講師謝礼の支払いは、社会体育団体代表口座への振り込みとする。社会体育団体から講師に謝礼を支払った後、講師が受領したことを証明する書類を提出するものとする。

しかし、区は、講師が講師謝礼を受領したことを証明する書類の提出を受けていない。上記にも記されているとおり、社会体育団体が講師謝礼を不正に受領することなく、講師に支払いがなされていることを確認するために、講師から団体宛ての受領書を提出するものとされている。

従って、区は、社会体育団体に対し、講師が講師謝礼を受領したことを証明する書類の提出を求める必要がある。

【意見1】体育協会補助金の概算払の清算について

体育協会に対する補助金は、四半期ごとに分割した概算払により交付されている。清算については、そのつど清算することなく、金額が確定した後に一括で行っている。

概算払の清算については、港区会計事務規則に次のとおり規定されている。

港区会計事務規則(抜粋)

(概算払)

第89条

- 2 課長は、概算払を受けた者をして、その用件終了後速やかに当該概算払の清算残金を返納させ、計算の基礎を明らかにした清算書を提出させ、会計管理者に送付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、分割して概算払をする場合にあっては、当該概算払をそのつど清算の上、清算残金を次回に繰り越させることができる。ただし、区長が、特に必要があると認めるときは、あらかじめ会計管理者と協議の上、そのつどの清算をさせることなく、次回の概算払をすることができる。

港区会計事務規則第89条第2項及び第3項によれば、分割して概算払をする場合には、 そのつど清算することが原則であって、一括して清算することは、区長が特に必要と認める場合といった例外に限られる。従って、このような例外規定による場合は、その理由を明らかにしておく必要がある。

しかし、起案書においては、「会計事務規則第89条第3項ただし書きに基づき、清算はその都度清算をすることなく、金額が確定した後に一括で行うこととします。なお、この決裁をもって、会計管理者との協議とします。」と記載されているにとどまる。例外規定を適用するのであれば、"特に必要と認める"理由について、起案書において具体的に明記しておく必要がある。

15. スポーツセンター管理運営

【指摘1】再委託の承認について

指定管理業務については、原則として再委託は禁止されているが、区が承認した場合はその限りではない。スポーツセンターの管理運営に関する基本協定書において、下記のとおり定められている。

(再委託の禁止)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当する業務で、事前に甲の承認を受けた場合を除

いて、本業務の一部を第三者に委託してはならない。

- (1) 施設及び附属設備の保守及び検査業務
- (2) 清掃及び警備業務
- (3) その他特に甲が必要と認めた業務

平成26年度においては、ろ過装置保守業務、可動床保守業務、プール躯体保守業務の3つの業務について、再委託が承認されている。しかし、ホームページ保守業務については、再委託が承認されていなかった。

ホームページ保守業務については、指定管理者と業者との間で、保守業務委託契約が締結されていることから、再委託している業務である。

従って、区は、指定管理者が再委託している業務の網羅性を確認し、再委託している業務 があれば、漏れなく再委託の承認申請を行わせ、再委託の承認を行う必要がある。

16. 教育課程外指導

ア. 水泳指導員の配置

【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底について

契約条項第9条、第10条及び仕様書の規定に従い、受託業者は月毎の業務実績として「2014年〇月分 外部水泳指導員出勤簿」(以下「業務報告書」という。)及び請求書を区に提出しており、区は請求書に記載された金額を各月支払っている。

監査人が業務報告書の記載内容と請求書の記載内容の全件について、その整合性を確認したところ、整合していない点が多数存在した。つまり、区は業務報告書の検査(履行確認)を行っておらず、さらに、請求内容の確認も行わないまま、請求どおりの金額を支払っていると言わざるを得ない。

区によると、時間の端数調整や休憩時間の取り扱いの違いから、整合しないことはやむを得ないとの見解であった。

以下には一例として、平成26年7月請求分(6月実施報告分)の一部の事例を示す。

業務報告書と請求書の不整合事例

(単位:時間)

学校名	請求書	業務報告書	差異
御成門小学校	22	21	1
高輪台小学校	24	21	3
神応小学校	11	10.5	0.5
南山小学校	16	17.5	1.5

他多数

(出典:業務報告書及び請求書より監査人作成)

この事例から明らかなとおり、請求書と業務報告書との時間の突合を実施していないことがわかる。そもそも、業務報告書において、合計時間数の記載がないものも多数あり、請求書との突合ができないものもある。また、業務報告書は、指導員ごとに作成されており、学校単位での集計はなされていないため、請求書との突合ができない。さらに、業務報告書の記載方法が指導員によって異なるなど、記載方法が統一されていないため、その集計時間の信憑性も低くなる。(なお、【指摘3】業務報告書の時間集計方法の統一についてを参照のこと。)

監査人が全件確認したところ、過大請求となっている学校もあれば、過小請求となっている 学校もあった。もちろん、整合している学校もあった。

地方自治法第232条の4第2項で、支出にあたっては債務の確定を確認すべきことが定められている。業務報告書と請求書が一致しない部分は、債務の確定していない部分と解されるので、債務未確定の金額を支出したことは地方自治法に準拠しない事務となる。

地方自治法(抜粋)

(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる 命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

また港区契約事務規則にも、契約について給付の完了の確認を関係書類に基づいて行うべきことが定められている。本件契約は物品の購入等と異なり、給付の事実を現物によって後日確認することが困難であるため、仕様書において業務報告書の提出を要請しているものである。その趣旨を理解した上で契約履行の確認を行うべきである。

港区契約事務規則(抜粋)

(検査員の一般的職務)

第59条 検査員は、契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づいて行わなければならない。

従って、区は改めて、平成26年度の業務報告書の集計時間を精査し、そのうえで、請求書 との整合性について確認し、過不足額につき清算し、過年度支出または過年度収入として処 理する必要がある。なお、今後、履行確認及び請求内容の確認を徹底する必要があることは 言うまでもない。

【指摘2】事前打ち合わせに係る時間の請求について

水泳指導業務委託の内容は、(1)水泳指導及び監視の実施と(2)事業運営の実施である。 契約書においても、水泳指導及び監視業務が1時間400円の単価契約分、運営業務が1ヶ月1,947,000円の総価契約分となっている。

しかし、請求書の記載内容を見ると、仕様書において定めのない、事前打ち合わせとして 27 時間(6月分18時間、7月分7時間、8月分2時間)が1時間400円として請求されている。また、当該時間については、業務報告書には何ら記載されていない。

事前打ち合わせの時間については、業務の一部であることは認められるとしても、仕様書に おいて定めのない業務である以上、単価契約分としての請求を認めるべきではなく、管理運 営費(総価契約分)で賄うべきである。

従って、平成26年度分の事前打ち合わせの時間に係る請求分については、【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底についてで述べた処理と併せて清算し、対応する必要がある。

【指摘3】業務報告書の時間集計方法の統一について

受託者は、月毎の業務実績(実施日、実施時間、指導員の出席簿等)を区に提出しなければならないが、その様式は指定されていない。そのため、受託者は下記に示す様式で業務報告書を作成している。

学校名 : ○○小学校 指導員氏名 △△											
B	曜	年 開始時刻	前 終了時刻	時間数	指導員	年 開始時刻	後終了時刻	時間数	指導員	総時間数	確認印
		1202-H- 420	7.37.3			M374. 47.0	7. 3. 3.73				
AM計 PM計 総合計											

2014年□月分 外部水泳指導員出勤簿

日々の業務記録は、休憩時間をカウントしないで済むように、午前と午後に分けて、開始時刻と終了時刻及び時間数を記載し、1日の合計時間は、総時間数の欄に記載される。そして、日々の業務記録の積み上げとして、総時間数の月計である総合計が記載される。

ここで、【指摘1】履行確認及び請求内容の確認の徹底についてで述べたとおり、監査人が 業務報告書の全件について、その内容を確認したところ、開始時刻と終了時刻から計算した 時間数が誤っていたり、総時間数の月計である総合計が記載されておらず、請求書と突合で きなかったりなどの事例が多数存在した。 なかでも、時間数、総時間数、総合計に記載する時間の集計方法が、指導員によって異なり、統一されていなかった点が問題であると考える。具体的には、端数時間の取り扱いが指導員によって異なっており、結果として、総合計の時間数、ひいては請求する時間数が異なる状況となっている。

事業の概要で述べたとおり、指導時間に端数時間が生じた場合、30分単位で計算し30分に満たない端数時間は切り上げることとされている。しかし、端数時間を切り上げる単位については示されていない。月毎の請求であるから、月単位で切り上げるのが通常であると考えるが、1日単位で切り上げる指導員もいれば、月単位で切り上げる指導員もいるなど、統一した集計方法となっていない。中には、午前または午後の単位で切り上げている指導員もおり、ある日の午前の指導時間2時間35分を切り上げて3時間、午後の指導時間2時間35分を切り上げて3時間なので、1日総時間数が6時間としている事例もあった。この事例の場合は、1日あたりの端数時間が10分であるのに、1時間に切り上げられた結果となり、請求も過大となったといえる。

このように、端数時間の集計方法は、請求額にも影響する重要な事項である。従って、区は、 仕様書において、端数時間の集計方法について詳細に明示し、業務報告書の時間集計方法 が統一されるよう徹底する必要がある。

イ. 部活動外部指導員の活用

【指摘4】大会参加費返納請求書の作成について

負担金を支給された大会に参加しなかった場合には、負担金の過払いが生じることとなる。 負担金の過払いが生じたときは、大会参加費支給要綱第7条の規定により、区長は、部活動 大会参加費返納請求書(第3号様式)により、各学校に対し、負担金の返納を請求しなければ ならない。

しかし、大会参加費返納請求書を作成することなく、負担金の返納を受けている。大会参加費支給要綱に従い、大会参加費返納請求書を作成する必要がある。

(負担金の返納)

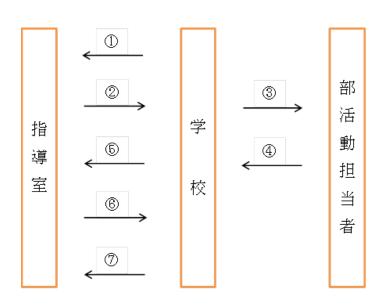
第7条 負担金を支給された大会に参加しなかった場合等、負担金の過払いが生じた場合は、区長は、部活動大会参加費返納請求書(第3号様式)により負担金の返納の請求をすることとする。

【意見1】大会参加費に係る事務の効率化について

大会参加費に係る予算は各学校には配当されておらず、毎月各学校からの申請に基づき、 区長名で指導室から負担金を各学校に支給している。

大会参加費に係る事務の流れは、次の図のとおりである。

大会参加費に係る事務の流れ

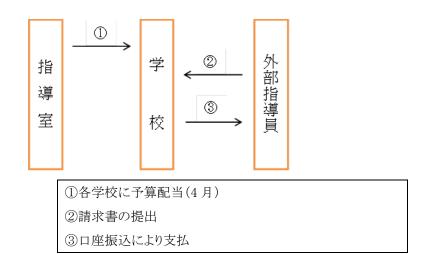


- ①部活動大会参加費申請書の提出
- ②現金交換便による負担金の支給
- ③負担金を手渡し
- ④領収書の提出
- ⑤部活動大会参加費実績報告書の提出
- ⑥部活動大会参加費返納請求書の送付
- ⑦現金交換便による負担金の返納

この図で示すとおり、大会参加費に係る事務においては、指導室と各学校と部活動担当者の3者が関係している。特に、指導室と各学校との間の事務手続きについては、①部活動大会参加費申請書の提出、②現金交換便による負担金の支給、⑤部活動大会参加費実績報告書の提出、⑥部活動大会参加費返納請求書の送付、⑦現金交換便による負担金の返納といった多くの事務がある。

一方、部活動外部指導者への講師謝礼に係る予算は各学校に配当されていることから、事務の流れは次の図のとおりであり、大会参加費に係る事務に比べて少ない。特に、指導室が全中学校10校分の事務を取りまとめる必要がなく、効率的である。

部活動外部指導者への講師謝礼に係る事務の流れ



大会参加費に係る事務においては、指導室が事務を取りまとめているため、港区会計事務 規則第83条第1項第15号の規定に基づき、指導室長が月毎に資金前渡を受け経理してい る。前渡金として取り扱うことにより、清算事務が必要となるし、各学校との現金の収受のほか、 指導室及び各学校での現金の保管も行わなければならないこととなる。また、大会参加費支 払い後の請求もできないこととなる。

特に、現金の収受及び保管については、盗難や紛失等のリスクがあるため、極力避けた方が望ましい。大会参加費の返納金については、指導室において戻入処理が必要となるが、全ての学校からの返納があるまで、長期間指導室で保管されたまま(例えば、平成26年4月支給分の戻入処理は7月16日となっており、最初の学校から返納された5月1日から2か月以上保管されている。)となっているため望ましくない。

なお、平成26年度負担金の返納及び戻入処理は、次のとおりほぼ毎月発生しており、事務 手続き上も煩雑となる。

大会参加費負担金の支給、清算、戻入の状況

(単位:円)

年月	支給額 清算額		戻入額
平成 26 年 4 月	370,000	240,000	130,000
平成 26 年 5 月	350,000	230,000	120,000
平成 26 年 6 月	350,000	123,000	227,000
平成 26 年 7 月	100,000	76,000	24,000
平成 26 年 8 月	25,000	8,000	17,000
平成 26 年 9 月	250,000	147,000	103,000
平成 26 年 10 月	180,000	70,000	110,000
平成 26 年 11 月	30,000	5,000	25,000
平成 26 年 12 月	20,000	10,000	10,000
平成 27 年 1 月	0	0	0
平成 27 年 2 月	25,000	0	25,000
平成 27 年 3 月	0	0	0
合計	1,700,000	909,000	791,000

(出典:区提供データ)

このように、大会参加費に係る事務は、部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと比較して効率的ではない。

大会参加費の負担も、部活動外部指導員への講師謝礼支払いも、中学校教育の一環として体力の向上等を担う重要な教育活動である部活動の更なる充実を図ることを共通の目的としている。共通の目的をもった両事務において、その事務の手法を異なるものにする必要性は乏しい。

従って、大会参加費の負担に係る事務についても、部活動外部指導員への講師謝礼の支払いと同様に、あらかじめ各学校に予算を配当する方法によることを検討する必要がある。このことで、指導室及び各学校における事務の効率化を図るとともに、現金の収受及び保管に係るリスクを軽減することも可能となる。

Ⅱ 文化芸術振興に関する事業

1. 全般的意見

【意見1】国際交流の実施地区について

赤坂子ども中高生プラザにおける、平成24年度以降の実施状況は次のとおりである。

国際交流の実施状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
テーマに取り上げた国	イギリス	スペイン	スイス	
納涼祭での活動	イギリスのスポーツ、ポ	スペインで行われる、ト	ゲーム店を出店。壁に	
	ロをイメージしたゲーム	マトを投げあうお祭り	立てかけた大型マットを	
	を行った。	「ラ・トマティーナ」をイメ	スイスアルプスに見立	
		ージして、水風船の投	て、山登りゲームを実	
		げあいを行った。	施した。	
文化祭での活動	イギリス料理(イングリッ	スペイン料理(スペイン	スイス料理(レシュティ)	
	シュマフィンとイングリッ	風オムレツとサングリ	の店を出店	
	シュティー)の店を出店	ア)の店を出店		
その他の活動	なし	スペインの代表的おや	バレンタインデーにち	
		つ、チュロス作り	なんだスイスの伝統菓	
		小学生17人、中高生2	子作り	
		人が参加	乳幼児•保護者9組、	
			小学生 12 人が参加	

(出典:指定管理者作成資料)

納涼祭、文化祭は、赤坂子ども中高生プラザを利用する全児童・保護者・地域住民・関係者等を対象に行われており、参加者数は多数としか把握されていない。テーマにする国は、日本との国交何周年や FIFA ワールドカップサッカーの開催地などを参考に、指定管理者のスタッフと赤坂地区総合支所管理課が協議して決めている。

国際交流事業が赤坂子ども中高生プラザで開始されたきっかけとしては、赤坂地区内に大使館が多く、学童クラブにも外国籍の子どもが1割程度いるという土地柄を反映したものではないかとの説明を所管課から受けた。平成26年度までにおいては、区民が国際色豊かな文化芸術に触れる機会の充実という方向性のもとに国際交流をうたった事業は、文化芸術振興プランの中でこの1件のみである。赤坂地区の特色を生かした事業とはいえ、子ども中高生プラザの活動の一環という位置づけにとどまっている。

区民が地域において文化芸術を通じて世界中の文化芸術の営みを感じられるようにするためには、日常的にいわば国際的な交流が可能な赤坂地区よりも、逆に大使館の少ない地区でこそ積極的に実施すべき事業ではないかとも考えられる。そういった観点からは、他の地区での実施を検討する余地がある。

他に国際交流としては、男女平等参画センター(リーブラ)で実施している、料理を媒介とする事業(例:キッチンで考える世界の男女平等~インド料理~平成27年8月29日開催)や、

各図書館での外国絵本の読み聞かせ等があり、今後これらを文化芸術振興プランに入れることも検討の余地がある。

2. 芝地区魅力発掘・発信の推進

【意見1】成果物の有効活用について

芝地区の魅力発掘・発信の推進事業の中では、芝地区のまちなみの移り変わりをビデオで記録し、DVDに収める事業も行っている。これは平成19年ごろの芝地区のまちなみと平成23年のまちなみを同じ位置で比較した映像データとなっている。数年間かけて企画した事業であるにもかかわらず、この成果物のDVDについては、「ふれ愛まつりだ、芝地区!」などでの公開以外に活用されていない。

DVDの内容を検証すると、15 分足らずとはいえ十分な事項がわかりやすく表現されており、もっと多くの区民に鑑賞してもらう方が有意義であると思われる。区の公式ホームページで動画として公開したり、区役所等のロビーにあるモニターで公開したりすることで、区民の地域の歴史への理解を促し、地域への愛着を深め、地域の文化を広く発信していくなど、有効活用について検討するべきである。また学校での教材として活用することも有効と考えられる。

3. 赤坂地区赤坂・青山歴史、文化、芸術のまちづくり

【意見1】地域資源の継承の取組について

本事業では、第53回赤坂をどり(※)の際に、区が作成したオリジナル名入れ手拭いを1,500枚、同イベントの来賓や参加者に対して配布した。

※『赤坂をどり』は、赤坂花柳界の伝統を現代まで受け継ぐ踊りで、赤坂独自の伝統文化として料亭などを中心に踊り続けられてきた。この『赤坂をどり』は、隔年1回公演形式で行われる。平成26年度は、「第53回赤坂をどり」として平成27年3月21日、22日に実施された。

当該手拭いの購入事務にかかる仕様書によれば、『赤坂をどり』は赤坂の観光資源であり、その情報発信のためにこのような頒布物を作成すると記載されている。「第53回赤坂をどり」の来賓や参加者へ手拭いを配布することは記念品としての意味はあるが、このイベントに参加したことがない、あるいはイベントを知らない在住・在勤者等への情報発信については、より効果的な方法を検討する必要がある。

区は、地域の貴重な観光資源、伝統文化・伝統芸能を守り、後世に継承していくために、情報発信も含めたより効果的な支援方法について検討し、地域と連携して取り組んでいくことが望まれる。

【意見2】経費の受益者負担について

本事業では、港区と岐阜県郡上市の子どもたちの交流事業として、赤坂地区の小学生が岐阜県郡上市にて2泊3日の体験教室を行っている。参加しているのは、赤坂小学校、青山小学校、青南小学校の4、5、6年生の希望者で、2泊3日にて実施している。

この体験教室の参加費は10,000円(平成26年度)であるが、何故受益者負担額が10,000円であるのかという点については区として明確な方針があるわけではなく、他の催しとの関連や公平性を加味して判断しているとのことである。しかし、明確な方針がないと、本当に現状の負担で公平といえるのか、また10,000円を高いと感じて参加をためらう児童はいないのかなど、多くの点を曖昧にしたまま、事業を実施している可能性も否定できない。

実際にこの体験教室にかかっている費用は次のとおりである。ただし、職員や教諭の人件 費は除いている。

港区赤坂地区と岐阜県郡上市の子どもたちの交流事業の費用

(単位:円)

港区と郡上市の子どもたちの交流事業運営業務委託		5,049,355
浴衣レンタル・着付け業務委託		266,340
郡上市中学生交流の弁当の購入		78,732
物品の購入		5,090
郡上市田舎の夏休み体験教室に係る旅費		44,182
郡上市田舎の夏休み体験教室引率謝礼		141,600
郡上おどり発祥祭に係る地外旅費の支出		101,890
港区と郡上市の子どもたちの交流事業 実地踏査運営業務委託		383,756
	合計	6,070,945

(出典:区提供データ)

参加者数は小学生72名であるから、徴収した参加費の合計金額が720,000円程度である。 これから計算すると、かかった費用の約12%程度を参加者に負担させているということになる。 この割合が高いか低いかは区が総合的に判断すべきことである。多くの児童を参加させた いのであれば、参加費をもっと低く設定する必要がある。一方、公平性を考慮すれば、参加費 をゼロとするわけにもいかない。その点につき説明可能な受益者負担の方針を定めておくこと が必要である。

【意見3】実地踏査の報告書について

港区と岐阜県郡上市の子どもたちの交流事業は、8 月の夏休みに実施されたものであるが、それに先立って同年5月の上旬に実地踏査(下見)を行っている。この実地踏査は、8月に実施する事業本体の「港区と郡上市の子どもたちの交流事業運営業務委託(5,049,355円)」とは別に、「港区と郡上市の子どもたちの交流事業 実地踏査運営業務委託(383,756円)」として委託している。

本事業は、行き先は「郡上市内」に限定されているものの、プログラムは毎年度異なっており、郡上おどり会場、新プログラムの視察、雨天時プログラム、民泊体験場所等の視察及びこれらの危険箇所を確認するためには、下見が必要であるとのことである。一方で、この下見については、実施報告書が作成されていない点が問題である。

下見を行った以上、「この実習は子どもには厳しくはないか」、「行程をもっとゆっくりにすべきではないか」、さらには、病院やトイレなどの位置の確認、現地の担当者等と打ち合わせをしているならばその内容について報告書を作成し、その成果や検討しておくべき事項などを担当者全体で共有できるようにして、下見の効果を最大化するよう努める必要がある。

なお、区では、平成 27 年度実施分から、報告書を作成し、事業本番に備える体制を整えている。

【意見4】反訳業務の契約方法について

赤坂・青山歴史伝承塾では、区民参画組織「赤坂・青山地区タウンミーティング」のメンバーが、終戦から昭和39年の東京オリンピック頃までに赤坂地区に居住していた区民に対して聞き取り取材を行い、その内容をまとめた冊子を発行している。

取材時における会話内容は全て音声データで記録しているが、その音声データについては反訳業務(テープおこし)を委託して紙ベースの資料にもされている。ここで、当該反訳業務の委託契約は平成26年度だけで13回に亘って締結されている。この13契約の総額は774千円であり、契約1件あたりの金額は、おおよそ20千円から110千円である。契約の相手方は全て同一の事業者となっている。このような実情から契約事務の効率性を考えると、単価契約による一括契約にした方が合理的であったといえる。

区によると、年度当初は反訳業務を依頼する回数が正確には予測できなかったため、必要に応じてその都度契約していたとのことである。しかし、事業の性質を考えると、複数回に亘る契約になる可能性が高く、また1件1件もそれほどの金額でないことが予め判明している。このような場合には効率性にも配慮した契約方法を検討する必要がある。

4. 赤坂地区赤坂メディアアート展

【意見1】イベント活動の総括について

本事業では、赤坂親善大使を活用したイベントを実施している。当該イベントの詳細は下記のとおりである。

赤坂親善大使を活用したイベントの内容

イベント名	3人の親善大使と巡る赤坂サガス!? ~みんなの"MYタウン"赤坂~
イベントの目的	赤坂親善大使がより赤坂地区の在住、在勤者の身近な存在で親しみのある キャラクターとして浸透するために、即効的な効果を期待するイベントを開催し、 更なる知名度の向上を図るとともに、赤坂地区全体が一体となったにぎわい創出 に寄与すること。
開催日	①平成 27 年 2 月 13 日(金)※在勤者向け ②平成 27 年 2 月 14 日(土)※在住者向け
実施場所	赤坂の商店街エリア 主に赤坂サカス広場、Biz タワー敷地内、商店街内など
イベント運営業務に かかる委託料	2,500,000 円

(出典:区提供資料より監査人作成)

本事業におけるイベント参加者は、1日目と2日目を合わせて845人であった。更に、この他にもイベントには参加していないものの来場者は相当数いるはずである。一方、区では本事業についてアンケートなどは徴収しておらず、イベントの総括については、イベント運営にかかる委託業務を行った事業者が提出した実施報告書があるのみである。

本事業は平成26年度で廃止ということであるが、赤坂親善大使である3体の着ぐるみは平成27年度以降も活用される予定である。とすれば当該事業名の事業は廃止されても類似のイベントは実施されるはずである。従って、当該事業が廃止されるかどうかではなく、実質的に考えて継続される部分があるのであれば、今後に活かされる情報や経験を収集すべくアンケートを実施する、あるいはイベント内容に関する情報を収集して反省会を行うなどして今後の事業展開を意義あるものにするよう努めるべきである。

【意見2】成果物の有効活用について

本事業の中には、赤坂青山町会連合会創立60周年記念DVDを作成する業務が含まれているが、このDVDについてはその後、赤坂地区総合支所管内の各町会及び自治会に配布する程度の活用に留まっている。

有効活用を考えるならば、当該 DVDをもっと様々なイベントで公開する、あるいは区役所や 総合支所のロビーで公開するなどして活用すべきであるが、そのような活用を前提にするなら ば、その内容は多くの人々が興味を持つものでなければならない。今回の成果物たる DVD を 視聴したところ、多くの人々が興味を持つようなものとは言えず、むしろ写真や書状などの方が 記念品として相応しいのではないかと考えられるものであった。

メディアアート展だから映像化するというのではなく、町会連合会の60周年を記念するという目的とそれに相応しい手段を考えるべきである。

【意見3】赤坂親善大使の活用について

赤坂メディアアート展事業については、上述したとおり展示業務も実施しているものの、費用の多くは赤坂親善大使の活動に費やされている。赤坂親善大使は、土日に閑散としてしまう赤坂地区のまちおこしを考えて考案されたもので、今後も有効に活用していく必要があるものである。しかし、メディアアート展として、あるいは文化・芸術事業として予算執行することには違和感を拭えないのも事実である。本事業は、平成26年度で廃止ということであるが、赤坂親善大使についてはその事業目的を再整理し、今後の活用方法を検討していくことが必要である。

5. 高輪区民センター輪い輪いまつり(高輪区民センター管理運営)

【意見1】アンケートの方法について

輪い輪いまつりでは、参加者に対してアンケート調査を実施し、今後のイベント内容や運営における改善点の発掘に役立てている。しかし、このアンケート調査の結果をそのまま次年度以降のイベントの参考にするのは難しい点もある。

例えば、平成25年度実施分のアンケートについては回答者の世代状況を見ると55.7%が60歳代以上の方々となっている。この割合だけを見ると、輪い輪いまつりの実施内容等には、あまり若い世代の意向が反映されていないのではないかと危惧される。

そもそもアンケート調査に回答してくれる参加者が高齢者に多く、若い世代の参加者はなかなか回答してくれない傾向にあるのも事実であろう。しかし、輪い輪いまつりに限らず、区が実施する多くのイベントでは参加者の属性が偏り、特に20歳代から50歳代の参加者が少ないことは容易に想像できる。これは、宣伝方法の問題とイベント内容や実施日の問題があると考えられる。もっと若い世代の参加を促すには、その意向を何らかの方法で取り入れていくことが今後の発展の第一歩であると考えられる。

また、平成26年度実施分のアンケート結果では、個々の参加者や来場者の意見の羅列があるのみで、区が来年以降この意見の全てについて一つ一つ対応することは現実的ではない。このような場合は、量的により多くのアンケート結果を集め、多くの方から得られた情報を集計して分析する作業が必要となる。アンケートに記載された個々の意見そのままを取り扱うのではなく、集計・分析した結果で議論する方が改善点の発掘には有効である。

平成26年度のたかなわフェスティバル全体の来場者は1,990人に達している。このうちの何割かの方からご意見をいただくだけでも膨大な数のアンケート結果となり、その集計・分析作業も大変なものになる。しかし、そこから得られる情報も貴重であり、もっと力を入れる点や修正・変更・取り止めなどの重要な判断を下さなければならない際の材料となる。いずれにせよ、区は多くの方からアンケートを回収できるように工夫する必要がある。

輪い輪いまつりの良い点は、演目のジャンルが多岐に亘っており、住民全体が参加できる 内容になっていることである。今後も幅広い住民が参加できるように努める必要がある。

6. 港区文化芸術活動サポート事業

【指摘1】交付請求書及び着手届の日付、金額について

5 団体の交付請求書(交付決定後、助成団体から区に提出)及び着手届(事業着手時に助成団体から区に提出)において日付、金額の双方、あるいはいずれか一方が鉛筆書きのものがあった。交付請求書や着手届は公的な文書に相当し、鉛筆ほか消去可能な筆記用具により記載することは通常認められない。下書き等を目的とする鉛筆による記載は正式な提出の際には消去できない筆記用具で書き改めるべきである。

【指摘2】団体への指導や助言について

助成事業に対する第三者による事後評価(200万円区分、100万円区分対象)は、次の項目からなる「助成事業評価シート」に沿って行われ、その結果を踏まえて国際化・文化芸術担当が団体別に事業の振り返りを行っている。

<助成事業評価シートの構成>

- 1.事業実施計画書との照合について 申請時の事業実施計画と事業実施結果を照合
- 2.ヒアリング内容について 団体自身による課題検証・改善策事業への思いや考えなどを抽出・記録
- ●平成 26 年度助成事業の振り返り~今後の事業運営に向けて 国際化・文化芸術担当による「1.企画(実施内容)について」「2.運営手法について」「3.団体 への具体的助言等」からなる。

このうち「事業実施計画書との照合」については事業審査会で評価された事業計画どおりに、着実な事業運営ができたかどうか評価するものであり、評価の項目、視点、評価基準は次表のとおりである。

事後評価-事業実施計画との照合について

評価項目	評価の視点	評価基準
東紫の日的	事業実施計画(様式 1-2)にあげた事業の目的に沿って、	
事業の目的	事業が実行されたか。	
事業の内容	実施時期、実施会場、実施回数、事業内容、主な出演者、	各項目につき、
	人員体制、実施スケジュール、広報手段等は実施計画どお	次の4段階で評価
	りか。	A(達成している)
	助成金を得ることによって得られる効果(事業の魅力や付	B(おおむね達成し
助成による効果	加価値がどのように増すか等)は実施計画どおり発揮され	ている)
	たか。	C(あまり達成して
区民場二の取組	区民優待料金の設定、区民のみを対象としたイベントの実	いない)
区民還元の取組	施等は実施計画どおりか。	D(達成していな
	事業実施計画書にあげた参加者動員目標は達成できた	\')
集客状況	か。	
	主催団体関係者以外の参加者・観客を誘致できたか。	

(出典:国際化・文化芸術担当「平成26年度助成事業評価シート」より監査人作成)

平成 26 年度においては事業を実施した 12 団体を対象とする事業計画との照合による評価の状況は次のとおりである。

平成 26 年度評価項目•基準別団体数

評価項目/評価	A	В	С	D	計
事業の目的	10	0	2	0	12
事業の内容	5	4	2	1	12
助成による効果	8	2	1	1	12
区民還元の取組	6	5	1	0	12
集客状況	4	5	2	1	12

(出典:国際化・文化芸術担当「平成 26 年度助成事業評価シート」より 監査人作成)

このうち事業の内容、助成による効果、集客状況で D 評価となった団体は同一の団体であり、そのほかの 2 項目についても C 評価であったことからすべての項目で目標を達成できていないことになる。

第2回事業審査会の議事録によると同団体(任意団体、助成決定額100万円)に関しては、

実施予定事業が港区ならではの内容であると評価された一方で、事業規模の著しい拡大や 予算設定のずさんさについて懸念されていた。このため審査会は、事務局が同団体と実施状 況を打合せしながら進めることを条件に助成を決定した。しかし結果的に、事務局による指導 や助言が十分になされず、事業実施に対して低い評価にとどまった。

国際化・文化芸術担当では、平成27年度からは外部の専門家が事業の実施前から、審査会での指摘を踏まえつつ積極的に関与し、対象団体を育成することに重点を置くため、このような事例の再発の可能性は低くなると予想している。団体への助成金を有効に活用するためには、団体の運営上の懸念点をできる限り早期に把握して、審査会での各委員の指摘や意見を事務局においても十分に検討し、適時に適切な指導を実施するべきである。また、応募団体数によって事業審査会の各年度の選考レベルに差異が出ないようにするため、選考は絶対的な評価により行っているとのことであるが、応募団体数を現状より増やし、選考の競争率を一定水準に維持することも検討の余地があると考えられる。

【指摘3】事業実績報告書の提出日について

実施要綱においては、事業実績報告書は事業が完了した日から30日以内に提出とされている(第19条)。しかし、事業が完了した日自体は特段定義されておらず、目的のイベント等が終了した日なのか、またはアンケートの集計、経費の支払・精算まで含め残務が完了した日なのか、あるいはその他特定の日であるのかは明らかではない。このため、イベント等が終了したと推定される日から事業実績報告書の受領日までの日数は団体により2週間~3カ月程度の開きがある。目的のイベント等が終わり、残務に要する日数は、団体が実施する事業の内容により異なることは当然である。しかし、現状では、残務に相当の日数を要したのか、報告書の作成が遅延したのか、報告書の提出を失念したのかなど、外観上は判別不可能である。また、団体側でも提出するべき日があいまいなためスケジュールが立てづらくなっている。事業の完了日について明確に定義すべきである。

【指摘4】事後評価者の任命について

平成26年度の事後評価者については、事業実施要綱第18条第2項において「文化芸術に広くかつ高い識見を有する者、学識経験者及び区の職員のうちから区長が委嘱し、又は任命する者が実施する」と規定されていた。しかし実質的には、法人に依頼したうえで、法人に所属する者が各団体の評価を分担し(助成事業評価シートに各自記名あり)、評価に対する謝金は全て法人代表者の個人名の口座に一括して振り込まれていた。従って、実施要綱に則った文化芸術に高い識見を有する者により評価が実施されたかどうかが明確となっていない。実施要綱に準拠した評価者を適切に任命するべきである。

平成 27 年度からは事務処理を改善し、評価者は外部の専門家が個人として委嘱されているとのことである。

【意見1】事業を中止した団体について

平成26年度は、平成25年度に続き、2度目の助成を受けた団体(助成金額200万円の任意団体)が平成27年2月実施の展覧会の会場が手当てできなかったことにより、平成27年1月に事業の中止を届け出て、助成金を返還するに至っている。同団体は、申請段階では助成上限額200万円区分では最終順位2位の評価を得ており、事業審査会議事録でも懸念事項は述べられていなかった。同団体は、平成27年度も引き続き3度目の助成を申請したが不交付となっている。これは前年度の事業中止の件を考慮したとのことである。なお、会場については、平成25年度は春季休暇中の大学や小学校を借りていたが、平成26年度は実施時期が2月に繰り上がったことにより借りられなかったとのことである。

同団体については、前年度は事業を問題なく実施し、高評価を得ていたため、事業の進捗に何らかの問題が発生することを予想しづらいといえる。一方、事業の実施時期が前年度と異なることは事前に把握できたことから、必要な助言を行う余地が全くなかったとはいえない。事業中止等なく助成金を有効に交付するためにも団体との実効性のあるコミュニケーションによる助言や指導が望まれる。

【意見2】団体の代表者やその関連する者への支出について

事業実績報告書に添付された領収書等の証憑に代表者やその近親者の可能性のある者 (同じ苗字)への講演料・謝金等の支払が含まれていたり、代表者本人が別途経営する個人 事務所への支払が含まれていたりする団体が複数あった(主な事例は次表参照)。

助成団体の代表者への支払の主な事例(平成26年度)

(単位:千円)

団体	助成金額	支払先	費目	支出金額計	助成対象 経費
特定非営利活動法人 MERRY PROJECT	2,000	代表者個人 事務所	会場費 デザイン料 宣伝費 他	1,600	2,642
現代浮世絵文化協議会(任意団体)	1,000	代表者	講演料	245	1,406
21 世紀ゲバゲバ舞踏団(任意団体)	2,000	代表者	出演料	130	2,731
繋(任意団体)	228	代表者	謝金等	154	1,008

(出典:事業実績報告書の添付書類より監査人作成)

国際化・文化芸術担当ではこれらへの支出の必要性や金額の妥当性についてはチェックし

ているとのことであったが、申請書で申請団体が代表者等への支出に関する予算等を記載することは要請されておらず、事業審査会の議事録においてもこの点について言及した意見は 見当たらなかった。

もちろん文化芸術において特別な、抜きんでた技能を持った者がその普及や推進のために 団体を立ち上げ、代表理事となることは珍しいことではない。そのような専門家に対しては相応 の金銭的報酬が必要であり、そのサポートをする者はたとえ近親者であっても業務内容に応じ た相応の対価を支払うことは文化芸術活動の持続的な発展にも必要である。

ただ、その一方で団体の運営においては、理事等がその団体から金銭を収受することは利益相反取引にならないように配慮する必要がある。またこれらの資金の原資は、区民の税金からなる助成金であり、団体が専ら自己の目的を達成するために公的な資金を利用しているとの疑念を持たれる可能性もある。

従って、助成の審査過程においては、代表者等に関わる取引に関する判断のプロセスは明確にしておく必要がある。

【意見3】事業実績報告書の受領日について

一部の団体については、事業実績報告書の提出日として記載された日と区の受領印の日付とに1週間以上の間隔があり、ほとんどが報告書の修正対応によるものとの説明を受けた。 事後的に確認する場合、区の確認業務の遅延によるものか、あるいは団体側の事情によるものかは、一見して判別できない。当初提出日と最終確認日とを区別できる様式の採用や、別途書類の検収書の入手等を検討することが望まれる。

7. みなと区民まつり(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成) 【指摘1】参加団体の事業費負担について

平成26年度の実行委員会の各部会の事業費算定額と事務局は次表のとおりである。 このうちスポーツ部会の会議費及び事務費、スポーツ部会及び子どもの広場部会の事業運営費は定額となっており、それ以外の部会の会議費、事務費は「みなと区民まつり実行委員会各部会会議費算定基準」に従い、実行委員、支援職員の数に応じて算定されている。

みなと区民まつり実行委員会 部会と事業費算定額

(単位:円)

部会	会議費	事務費	事業運営費	計	事務局
芸能	72.500	47,000	0	100 500	子ども家庭支援部
云 能	73,500	47,000	0	120,500	保健福祉支援部
2 - L	72 500	47,000	0	190 500	赤坂地区総合支所
パレード	73,500	47,000	0	120,500	芝浦港南地区総合支所
福祉	86,000	53,000	0	139,000	保健福祉支援部
バザール	37,000	30,000	0	67,000	産業・地域振興支援部
みんなの広場	150,400	87,080	0	237,480	総務部、企画経営部
子どもの広場	112,000	68,000	500,000	680,000	街づくり支援部
文化祭	73,500	47,000	0	120,500	教育委員会事務局
スポーツ	50,000	50,000	1,00,0000	1,100,000	Kiss ポート財団
合計	655,900	429,080	1,500,000	2,584,980	

(出典: Kiss ポート財団「'14みなと区民まつり実行委員会各部会会議費算定額」より監査人作成)

このうち、子どもの広場部会においては、事業運営費として受け取った金額から、参加9団体へ事業費補助として総額で343,170円支給している。各団体への支給金額は定額ではなく、最小2,746円から最大165,000円までの幅がある。同部会の入出金を管理する出納帳(Kissポート財団が保管)においては団体から共通の書式の領収書(日付、受領金額を記載し、押印)のみが添付されており、直接の支出内容を示す領収書やレシートの写し等の証拠書類は平成26年度の事務局である土木施設管理課において、各団体からの事業予算請求書とともに別途保管されていた。各団体の事業費の支給額は提出された証憑の裏付けをもつものであったが、支給基準等を定めた規約等は特になかった。

同部会事務局担当者からは、当該事業費の支給は、まつり開始当初の参加団体確保のために、団体がまつり会場で無料配布する物品のための材料費を負担したことに始まると申し送られているとの説明を受けたが、支給の経緯は明確とは言い難い。また現状においては、各団体の前年度の支給額を上回らない範囲で予算を承認し、支給しているとのことであり、平成26年度においては最も支給金額の大きい団体の支給額を減額している。

実務上、予算要求された範囲で証憑書類の裏付けのある支出を行っているとはいえ、具体的な基準が定められていない事業費負担金を支給することは、団体が目的外の用途に流用する可能性を排除できない。支出に際しての判断基準が文書化されていないため、各年度の事務局担当者の裁量に依存することになり、一貫性のある対応は不可能となり、事務局担当者が判断に迷う場面も生じると予想される。

また、証憑書類が部会のその他の支出の証憑書類とは別個に、まつりの実行委員会の一

義的管理者である Kissポート財団ではなく、事務局である区の事務局担当部署で保管された ままであることも業務の実施状況の把握にあたって望ましいことではない。

証憑書類の取扱い等も含めた、参加団体への支給基準や事務処理の取扱い規程を定める ことが必要と考えられる。

【指摘2】預金口座の名義について

部会はすべて、法人格を有しない任意団体である。そのため、銀行口座を開設するには代表者個人の名義としなければならない。スポーツ部会が平成26年度の収入・支出に使用している銀行口座の通帳について、名義が平成15年当時の実行委員会事務局次長のままとなっていた。口座の管理上、名義は実際の代表者と一致させることが必要である。

そのための方法として、代表者が交代するたびに①口座を閉鎖・新規開設する、②口座は そのままで名義変更の手続をとる、のいずれかが考えられる。①の場合は口座を休眠状態に せず確実に閉鎖する必要がある。また②の場合は、毎年度末に残高を0円としていることが継 続的に確認できる利点があるので、実行委員会として検討の上、選択する必要がある。

【指摘3】支出の証憑類について

スポーツ部会の現金出納簿に関して証憑類を確認したところ、領収書類が綴られており支 出額と相手先は明らかになっているが、物品の購入に関して納品書・請求書がないものや、領 収書に「品代」とのみ記載されており内訳が不明なものが散見された。現金出納簿の摘要欄に は支出の内容が記載されているが、それを証憑で裏付けることができない状態である。物品の 購入について品目・数量の明細は支出の適切性を担保するために重要であり、また翌年度の 事業実施の参考情報ともなるので、相手先から入手し保管することが必要である。

また、複数の個人に対するイベント謝礼の支払9件については、財団所定の書式により請求書・領収書が保管されていた。しかし、請求書の請求金額の下のただし書きの部分が9件とも空白となっていた。何に対する謝礼なのか、現金出納簿の摘要欄には記載されているが、上記の物品購入の場合と同様、証憑で裏付けることができない。請求書のただし書きの部分を記入するよう、相手先に徹底する必要がある。

【意見1】実行委員会の運営について

Kiss ポート財団におけるまつりの運営では、区の補助金を原資とする資金がまつりの実行委員会に支出され、実行委員会ではその資金の一部がまつりの各部会の事業費として支出されている。そのうち子どもの広場部会では、さらにその一部が所属団体の事業費補助として支出されている。このように区の補助金を財源とする資金が、四段階(区→Kiss ポート財団→実行委員会→部会→所属団体)の事業費補助を繰り返していることになる。資金を具体的な物品や役務への支出ではなく、補助金・助成金として支出し、それを繰り返すことにより、最終的

な資金の使途が当初の補助金の支出目的に整合したものかを確かめることが困難になる。さらに、末端になるほど、管理が行き届かなくなり、不正を誘発する可能性が高まるといえる。

区民からの税金を原資とする補助金が、最終的に使途が不透明となりうるプロセスで支出されることは避けなければならない。

まつりの実行委員会及び各部会への支出状況は、補助金を収受した Kiss ポート財団本体に一義的な監督責任があるといえ、区の所管課は、その状況につき、定期的に報告を受け、必要に応じて直接検査等の方法により監督する仕組みを構築することが望まれる。

8. 商店街 地方都市関係強化事業

【意見1】文化芸術振興プランでの位置づけについて

商店街・地方都市関係強化事業は平成21年度から開始されており、「商店街と地方都市との交流物産展」も平成26年度で6回目を数える。平成25年度からの文化芸術振興プランにおいては、「都市像3文化芸術を通じて世界とつながる都市(1)国際文化交流を通じた地域コミュニティの活性化・商店街の新たな魅力づくり事業」として位置付けられた。文化芸術振興プランにおいては、商店街で実施するイベントとの連携による国際文化交流を推進するために商店街活性化の施策を含めている。ここにいう「国際文化交流」とは区民と外国人住民を対象とするものである。これに対して、「商店街と地方都市との交流物産展」では区内の商店街と地方都市のマッチングを支援することにより商店街の活性化を企図するものであり、直接的に国際文化交流を促進するものとは考えづらい。また実施場所は新橋SL広場であり、区民と外国人住民が身近に触れ合える場所とも言い難い。所管課は本事業の文化芸術振興プランでの位置づけについて再考する必要がある。

9. 東京国際映画祭(公益財団法人港区スポーツふれあい文化健康財団運営助成) 【指摘1】契約締結について

みなと委員会における事業費の支出は、「東京国際映画祭みなと委員会支出命令書」(以下「支出命令書」という。)を会計担当が起票し、所定の欄に委員長、事務局長、同次長、幹事2名の上席者の承認印が押印されている。一方、事業における発注は、事務経費、通信費等金額の僅少な取引を除いた物品の発注や上映会の実施委託においても、仕様書を提示し、発注先1者から見積を取得するのみで実施されている。発注先は原則として前年度と同じ業者であり、契約の締結や契約書の取り交わしは行われていないとのことである。

みなと委員会規約では、契約に関して直接定めた規定はなく、経費の充当・領収・支出事務の担当者及び会計期間(第9条)と会計監査の実施(第10条)を規定するのみである。実務上も委員会では事業の計画と実施内容、予算と決算の報告が行われるにとどまっている。

なお、このうち映画上映会については、みなと上映会以外にも Kiss ポート財団本体の事業 として「東京国際映画祭プレイベント上映会」(4作品上映、支出額2,564千円)を実施している が、同上映会については財団の内規に従い、契約を締結し、契約書を取り交わしている。

契約そのものは書面がなくとも成立するが、契約の締結と契約書の作成がなければ、取引 の各種条件を客観的に確認し、証明する手段がないといえる。

また、現状では、金額の多寡に関わらず、みなと委員会が発注段階では何らその意思決定 に関与せず、支出命令書の承認段階ではじめて事実を把握する事態も想定されるため、十分 な管理や統制の仕組みが構築されているとはいえない。

区の資金支出先が、区の契約事務の取扱いと大きく乖離した事務処理を行うことは公正を 欠くものである。ましてや財団本体において内規に従った契約事務を行っている同等の業務 において、委員会では同レベルの意思決定のプロセスを経ていないことも不整合である。

以上のことから、補助金を財源とする当該事業については、契約に係る事項の諸手続や所 掌事項をみなと委員会の規約等に規定し、十分な管理や統制のもとに効果的・効率的な事業 運営が可能となるような改善を図り、それらに従った手続の実施を財団に要請するべきであ る。

【指摘2】街路灯フラッグ(バナー)の発注について

四つのエリアに掲出された街頭フラッグ(バナー)のうち、六本木商店街振興組合フラッグ (芋洗坂、六本木材木町商店会)については、見積書及び請求書をフラッグの製作業者から ではなく、六本木商店街振興組合から入手している。振興組合は、フラッグを製作する業者に 再発注しているものと推察されるが、保管されている書類では発注先は判明しない。

財団事務局からは次のような説明があった。平成 22 年度から六本木材木町商店会に加え、 六本木商店街振興組合に未加盟の芋洗坂にもフラッグを掲出することになった。しかし、フラッグ掲出のために街路灯の占用許可を得るには商店街名称を入れるという区の規則上、芋洗坂単独でフラッグを製作することができず、同振興組合が受注して、フラッグ製作は下請けに 出し、商店街名称を同振興組合が自ら入れるという作業分担がなされた経緯がある。

物品の発注については業者との直接取引が原則であり、仮に代理店経由等であっても物品の供給元が不明な取引は行うべきではない。他エリアと異なり、業者に直接発注できない事情があったとしても、実際にフラッグを製作する業者から見積書を入手し、発注を判断することが必要と考えられる。取引の透明性を確保するために、フラッグ製作業者と直接取引ができるよう、改善を図る必要がある。

平成26年度街路灯フラッグ(東京国際映画祭みなと委員会)

(単位:ミリメートル、枚、千円)

エリア	サイズ/枚数	掲出期間	支出金額		
<u> </u>		狗山旁间	平成25年度	平成26年度	
六本木ヒルズけやき坂	1,000×1,500 /40		0.210	2,376	
八本木にルスリヤさ坂	$1,050 \times 1,900 /20$	10月17日	2,310		
麻布十番商店街	600×1,100/53	~10月31日	1,232	1,102	
六本木商店街(芋洗坂)	$700 \times 1,400 / 28$		2,040	683	
六本木商店街(材木町商店会)	700×1,400/18			*	

(出典:みなど委員会事務局提供資料から監査人作成)

※:同時期にハロウィン用のフラッグが重なり、前年度よりも掲出可能枚数が減少したことによる。

【指摘3】アンコール上映会について

アンコール上映会は、当初計画では予定されていない事業であった。財団の実行委員会事務局によれば、次年度に向けて国際映画祭の周知を図るともに映画祭に来られなかった区民を無料招待する目的で、上映作品の中で評価の高かった5作品を2日間上映したとのことである。ただし上映された作品はみなと上映会の作品や観客賞受賞作品とも直接的な関連は見出しがたく、新たに事業を遂行することについて時期、予算等も含めて十分な審議が行われるべき内容と考えられるが、審議の事跡は残されていない。

【指摘1】で述べたとおり、みなと委員会の規約には、事業計画及び予算の変更や契約に関する手続が規定されていない。従って、計画変更により本件のような新規の事業を実施するとしても、みなと委員会で十分な検討がなされないまま実行される可能性があり、また検討されたとしても、記録が残されないため、事後的に確認する手段も欠くことになる。従ってみなと委員会の規約改正を行うとともに、本件のような重要な事業計画及び予算の変更を行おうとする場合などは、みなと委員会において十分に審議するとともに、適切な形で審議の事跡を残しておく必要がある。

10. 新郷土資料館展示•運営等準備

【意見1】収蔵品等の取り扱いについて

郷土資料館には、多くの収蔵品が保存されている。これらの中には、非常に貴重なものや管理が難しいものも含まれるため、その取り扱いについては、適切かつ慎重でなければならない。現在の郷土資料館では、収蔵品等の管理は少数の学芸員によって行われている。また、管理する施設の規模もさほど大きくない。そのため、収蔵品等の取り扱いに関しては特に明文

化されたルールを定めずとも支障のない状態で現在に至っており、実質的には個々の学芸員 が当然に備えている知識や経験に依っている状況である。

しかし、郷土資料館は平成29年度に移転して現在よりかなり大きな規模になることが予定されており、今後、収蔵品等の管理業務に関わる職員等が増えることが予想される。

このような状況を踏まえて、貴重な収蔵品等を大切に保管し、区民の財産として今後の歴史 文化の継承・発掘に活かしていくためにも、遅くとも郷土資料館の移転までには、収蔵品等の 取り扱いを文書化しておく必要がある。その上で、学芸員以外の職員が収蔵品等の管理に携 わることになっても取り扱い方法を遵守させるようにしなければならない。

【意見2】収蔵品等の所在に関する情報の管理について

現在、郷土資料館は港区芝五丁目の港区立三田図書館の4階にある。収蔵品等は、展示室の他に、港区立三田図書館の建物の4階にある収蔵庫と地下にある収蔵庫、さらに一部は旧国立保健医療科学院(郷土資料館の移転予定地)に保管されている。

港区立三田図書館の建物の4階にある収蔵庫を視察したところ、狭い中にも工夫して保管されており、管理用の受入番号タグは、サンプルとして確認した収蔵品等の全てに添付されていた。このように現物の管理については、現在置かれている環境の中で最適に行われているといえるのであるが、収蔵品等の管理台帳には収蔵品等の所在地が適時に更新されていないものがあった。

【意見1】収蔵品等の取り扱いについてに記載したように現在の郷土資料館は、収蔵品等の管理が少数の学芸員によって行われており、加えて管理する施設の規模も大きなものではないため、学芸員が各収蔵品等の所在を大よそ把握している。しかし、収蔵品等は展示室も含めて4箇所に分散して保管されており、第三者から見ると個々の収蔵品等の所在が完全に把握されているのか確証が得られない状況である。また、平成29年度には、郷土資料館も移転し、より大規模な施設になるとすれば、やはり収蔵品等の台帳管理の必要性も現在より高まるであろう。従って、収蔵品等の管理台帳に係る事務についても滞りなく行えるよう、ルール化しておく必要がある。

11. 文化財の指定・登録等事業

【指摘1】文化財保護奨励金の申請書について

文化財保護奨励金の交付については、文化財所有者等が、図書・文化財課から送付されてきた所定様式の交付申請書に必要事項を記入し返送する。平成26年度は8月11日までに交付申請書を提出するように要請しているが、期限までに申請書を提出したとみられる対象者は35件にとどまり、辞退者2件を除き期限後の9~10月に提出した対象者2件、10~12月に提出した対象者6件となっている。

一旦設定した提出期限は本来厳守するべきものであるが、提出が遅れても奨励金の受給に支障がないことが毎年続けば対象者にとって期限が有名無実化している可能性もある。また奨励金の交付は、年度末の実績報告書をもって行われているため、当初の提出期限に交付申請書を提出するインセンティブがあるともいえない。文化財の保護に関する業務や奨励金の活用の実態を考慮して提出期限を再検討する余地がある。

【指摘2】文化財保護奨励金の実績報告書について

奨励金は会計年度の終了時に所定様式の実績報告書を図書・文化財課に提出することにより交付される。実績報告書は区長宛に対象者の所有する文化財の名称、文化財保護奨励金交付申請額、実績内容を記載する様式となっており、特段の証憑書類の添付等は要請されていない。実績内容についても必須の記載項目が定められているわけではないので、対象者により記載内容や分量はまちまちである。

奨励金の交付はあくまでも文化財の所有者等に保存と活用を奨励するとともに港区文化財保護条例の趣旨普及を図るための施策である。この点を重視すれば、修理に要する経費の補助金の交付のように、その実績報告書に証憑書類の添付までは求められないと考えることは可能である。しかし、現行の実績報告書はむしろ奨励金を請求するための書類として位置づけられており、所管課が把握するべき区内の文化財の情報としての有用性は満たしていない。

奨励金の交付は本来、対象となる文化財の状況の把握と連携させた業務とするべきである。 そのために、現在は図書・文化財課が行っている文化財の実地確認(平成26年度は5月に36件について実施)を年1回行い、その結果をもって交付を実質的に決定するなどの方法が考えられる。

皿 提言

1. スポーツセンターについて

(1)スポーツセンターの活用

スポーツセンターは昭和 50 年 3 月に開設されて以来、"いつでも、だれでも、気軽に"を運営の基本として区のスポーツ施設の中核的な役割を担ってきた。

月平均利用者数を見ると、平成26年12月にみなとパーク芝浦へ移転して以後増加している。新しくなったスポーツセンターを利用することで運動習慣を身につけた区民も多いと推測される。特に個人利用、団体利用、障害者・高齢者・幼児等の利用者が増加しており、"いつでも、だれでも、気軽に"という運営の実現に寄与していることがうかがえる。所管課の実感としても、直近で個人利用者が前年同月と比較して50%程度増加しているとのことである。

スポーツセンターの設置されているみなとパーク芝浦は芝浦港南地区総合支所、港区立消費者センター、港区立介護予防総合センター等の複合施設である。これは、さまざまな目的でみなとパーク芝浦を訪れる人々が多く存在するということであり、スポーツセンターがそのような人々の目に触れ、利用のきっかけになるという港区ならではの大きなメリットである。今後もそのメリットをスポーツセンターの運営に十分に活かしていくことが望まれる。

公の施設としてのメリットを活かすには、所管課間の連携も重要である。介護予防事業の一環として、平成27年1月から高齢者支援課の事業「水中運動教室」をスポーツセンタープールで開催しているのはその一例である。他にも、ヘルシーナ(港区立健康増進センター)との連携が考えられる。区民がヘルシーナで医師・健康運動指導士・管理栄養士のスタッフのもとで健康・体力チェックを行い、個人に合った健康トレーニングメニューを作成してもらい、スポーツセンターでそのメニューに従ってトレーニングを行うといったことが可能になれば、健康づくりに大きく役立つと考えられる。特にプールでの運動は、ヘルシーナではプールがないため行えないが、スポーツセンターのプールを利用して有効に行うことができる。

一方で、利用者の増加に伴い、公の施設ならではの利用の公平性にも十分な配慮が要請される。所管課及び指定管理者は、「お客様の声」として利用者の意見や苦情を常時受けつけ、対応を公表している他、利用者懇談会を開催して利用者の声を運営に活かすよう取り組んでいる。今後も利用者のニーズの多様化に柔軟に対応し、利用者に不便が生じないよう、公平性に配慮して運営していくことが望まれる。

(2) 2020 年東京大会の開催に向けて

スポーツセンターは、2020 年東京大会開催中、競技・時期・範囲は未定であるが、公式練習会場として使用される可能性がある。また、事前キャンプについては、区がキャンプ誘致の方針を決定している。これは世界の一流選手と区民との交流を可能にすることで、区民に対しスポーツに関心を持ってもらうための絶好の機会と捉えていることによる。そのため、キャンプ誘致にあたり選手団とは、区民との交流の機会を設けてもらうよう交渉する予定としている。

スポーツセンターは区のスポーツ施設の中心的な役割を担っており、区民の多くが利用する施設である。また、平成26年6月に区が実施した「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査」において、次のようにスポーツ施設への期待が高いという結果が出ている。

スポーツ施設への区民の期待

問	問 区立のスポーツ施設への要望はありますか(複数回答)					
答	1位	施設数の増加 38.3%				
	1位	運動やスポーツ教室の充実 38.3%				
問	問 今後、区ではスポーツを推進するためにどのようなことに取り組んでいくべきとお考えです					
か(複数回答)						
答	1位	スポーツ施設の整備・充実 35.8%				

(出典:「港区スポーツ推進計画の改定に向けたアンケート調査」)

公式練習会場及び事前キャンプ地としてスポーツセンターが使用されることによって、区民の利用が制限されれば、このような期待に多少の影響を与えることが想定される。この点、スポーツへの区民の関わり方として「する」以外に「みる」「支える」が改定後のスポーツ推進計画に盛り込まれている。所管課では一流選手とのふれあいがスポーツセンターの利用制限を上回る大きな効果をあげるために、区民の理解を得られるよう十分な周知を図ることが必要と考えられる。

2. 文化芸術振興について

(1)(仮称)文化芸術ホールの整備

区は平成26年6月に文化芸術ホールの整備の方向性を決定した。区有地である浜松町用地を活用し、浜松町二丁目C地区の市街地再開発事業の中で整備する予定である。

文化芸術ホールは、すべての区民を対象に、文化芸術の鑑賞・参加・創造活動を総合的に 提供する中核拠点施設となることを目指す。様々なジャンルに高いレベルで対応可能な、多 機能かつ高レベルのホール(大)(600 席程度)と平土間形式のホール(小)(100 人程度収容)、 複数の練習場を整備する。

区内には民間を含めてすでに様々な規模のホールが存在するが、それらに引けをとることなく、あるいは抜きん出て区民に親しまれるホールとなるためには工夫が必要である。

浜松町二丁目 C 地区は JR、都営地下鉄の他東京モノレールの駅を有し、港区の文化芸術の発信拠点として絶好の立地である。「文化芸術の薫るまち・港区」を目指してこの立地を最大限に活かしていくことが望まれる。

公の施設としてのホールは、陳腐化、老朽化に伴い稼働率が低下していく場合があるので、 メンテナンスも含めた中長期的な運営計画を立案して効果的に運営することが必要と考えられる。

(2) 文化芸術の担い手

2020年東京大会開催に向けた文化プログラムは、2016年リオデジャネイロ大会の終了直後から開始される。2012年ロンドン大会においては、かつてない規模での文化プログラムが展開されたことから、東京でも同等以上の規模での文化プログラムが実施されることが予想される。区では、文化プログラムの実施を区内の文化芸術振興の好機ととらえ、プログラム実施と文化芸術団体育成の両面から区全体で取り組むとしている。これにより、区民にとっては多彩な文化芸術に触れる機会と、自ら参加する機会の両方で選択肢が増えると期待される。

文化芸術ホールの運営形態については未定であるが、ホールでのサービス提供とともに 文化芸術団体育成の主体にもなることが求められる。ここで、文化芸術団体の育成を担う主体 として、諸外国に設置されている「アーツカウンシル」が参考になる。

(独立行政法人日本芸術文化振興会のHPより引用)

「アーツカウンシル」とは、一般に、芸術文化に対する助成の審査・決定、助成された活動の評価等を行う専門家等による第三者機関のことを指し、欧米諸国や韓国等の各国に設置されています。その機能や組織体制は国によって様々ですが、公的な助成の目的が達成されるよう、専門家による審査・評価・調査研究を行う組織という点で概ね共通しています。

「日本版アーツカウンシル」とは、我が国の芸術文化に対する公的助成の一定規模を担う日本芸術文化振興会に、諸外国のアーツカウンシルに相当する機能を持たせようとするものです。具体的には、日本芸術文化振興会の行う助成事業について、専門家による審査、事後評価、調査研究等の機能を大幅に強化する取組を行っています。

この取組は、平成23~27年度の5年間、文化庁の補助金により試行的に実施するもので、 本取組の成果を踏まえて、次の展開が検討される予定です。

日本芸術文化振興会では、平成23年度から、文化芸術活動への助成をより効果的に機能させるため、文化芸術活動の助成に関する計画、実行、検証、改善(PDCA)のサイクルを確立することを目的として、専門的な審査、助成対象活動の事後評価、助成事業に関する調査研究等を行っています(日本版アーツカウンシルの試行的取組)。

その一環として、音楽、舞踊、演劇、伝統芸能・大衆芸能の4分野について、専門家(プログラムディレクター、プログラムオフィサー。以下PDPO)を配置し、文化芸術活動への助成に関する新しい審査・評価等に取り組んでいます。

アーツカウンシルの港区版が実現できたならば、区民にとって誇りになり、基礎自治体での 先進事例として他自治体の参考ともなると期待される。

3. 事業費について

スポーツ推進計画及び文化芸術振興プランのいずれにおいても、事業費については言及されていない。事業の推進には事業費が不可欠であり、目標を達成するためにどれだけの事業費を要したかの把握が本来は必要である。

生涯学習推進課において、スポーツ推進計画の策定に要した予算は平成 22 年度に 2,673 千円、平成 23 年度に 5,983 千円であるが、計画全体の予算は所管課が多数に上るため集計されていなかった。

事業費の把握が不可能となっている理由は主に、第4章の各事業について記述したとおり、 予算執行上の事業のうち一部分がスポーツ推進計画ないし文化芸術振興プランの事業となっ ている場合に、当該部分の経費が集計されていないことである。

さらに、自治体においては予算決算における事業費の中に、職員の人件費を含めていない。 本来、事業を実施するのは人である。物品の購入や施設整備だけでは事業は進まず、IT 化が進展しても種々の契約行為や対人サービス、会議、調整といった重要な部分を担うのは人である。民間では事業計画という場合人件費を含めた全体のコストを把握するが、自治体における予算決算はそのような仕組みになっていない。そこで例えば、直営で実施してきた事業を委託や指定管理に変更したとすると、直営の場合に職員人件費が事業費に含まれないのに対し、委託料には相手先の人件費が含まれるため、見かけ上、事業費が増えるといったことが起こる。人件費を含めたトータルのコストとしては行政コストがあり、港区財政レポートで一部の施設、事業について行政コストを公表しているが、全事業別には公表されていない。

これらを念頭に置いて、スポーツ推進計画及び文化芸術振興プランの推進にどれだけのコストがかかっているかを意識しつつ、効果的、効率的な事業運営に当たっていくことが望まれる。

4. 広報宣伝手段の効果と効率について

区で実施しているイベント事業全体について言えることであるが、一イベントごとにチラシを作製しているため、チラシの種類が非常に多くなっているのが現状である。できるだけ多くの人に広報宣伝しようと努力した結果、情報過多・選択肢過多の状況に陥り、かえって本来の広報宣伝の効果が低下してしまうことも考えられる。広報宣伝の効果が低下しては、チラシが資源の無駄となりかねない。イベント告知のチラシなどはイベントごとに発行するのではなく、これらをまとめた冊子を1年に2回か4回発行するなど、情報を整理することによって広報宣伝の効果を高める工夫についても考えるべきである。

総合支所の庁舎に入るとまず膨大な数のチラシが目に入る。一つ一つが重要なものである としても、自分に必要なものがどれなのか、探すのにも時間と手間を要するようになる。区民が 簡単に、より多くの情報を入手でき、かつ資源の無駄にならないよう、適切な分類を行った上 で見やすく並べるといった配列の方法を工夫することが望ましい。また、イベントの参加者に対するアンケートの中に、当該イベントをどのような手段で知ったか、どのような周知方法が望ましいと考えるかといった質問を入れて、その回答を分析することも、効果的な広報宣伝手法を検討するのに役立つと考えられる。さらに、印刷媒体以外の周知方法として電子媒体他、多様な媒体による広報宣伝も有効な場合があると推測される。